

第 1 3 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 3 2 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第50号の上程、質疑、討論、採決	10
○散会の宣告	11

第 2 号（6月10日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
坂本典男君	15

夏 堀 剛 充 君	2 2
工 藤 愛 君	2 7
川 守 田 稔 君	3 1
小 橋 昭 裕 君	3 6
○散会の宣告	4 2

第 3 号（6月13日）

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 4
○出席議員	4 4
○欠席議員	4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○職務のため出席した者の職氏名	4 5
○開議の宣告	4 6
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○報告第9号の上程、説明、質疑	5 0
○報告第10号の上程、説明、質疑	5 1
○報告第11号の上程、説明、質疑	5 2
○報告第12号の上程、説明、質疑	5 3
○報告第13号の上程、説明、質疑	5 3
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4

○常任委員会報告	6 5
○委員会の閉会中の継続調査の件	6 6
○議員派遣の件	6 6
○日程の追加	6 7
○町長追加提出議案提案理由の説明	6 7
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○閉会の宣告	7 6
○署名議員	8 1

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

第 1 3 2 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第132回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月6日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 50号 南部町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課参事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税務課参事	松 原 浩 紀 君

住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第132回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員長の報告

○議長（工藤正孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る5月30日に議会運営委員会を開催し、第132回定例会の運営について協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告8件、条例など6件のほか、令和7年度各会計補正予算2件であります。その他の案件として常任委員会報告などがあります。

一般質問は5名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月6日から13日までの8日間としました。

なお、会期中7日、8日は休日のため、9日、11日、12日は議案熟考のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番中舘文雄君、14番根市勲君を指名します。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月6日から6月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月13日までの8日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました8日間の会期中、6月7日、8日は休日のため、9日、11日、12日は議案熟考のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの5日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告8件、議案8件、ほかに常任委員会の報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第132回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

4月下旬から5月上旬の最大11日間の大型連休期間中における、全国の行楽地の盛況ぶりが報道されておりましたが、当町におきましても、春のイベントが盛大に開催されたところであります。

4月19日と20日には「南部町春まつり」が、20日には「果樹の花見散策ウォーク」が開催され、今年は桜や果樹の花が咲くのが遅れ、また天候も日々変わりましたが、参加者に春のさわやかな気候を感じていただけたものと思っております。

また、5月8日から今月1日まで開催された「南部町ぼたんまつり」は、見頃が23日と例年より遅くなりましたが、昨年に引き続き、夜間のライトアップを実施するなど、華麗に咲き誇る大輪の花と園内に漂う優雅な香りを楽しんでいただきました。

5月25日には「名久井岳アドベンチャーフェスティバル」が開催され、あいにくの天候となりましたが、トレイルランニングのほか、山ヨガやダンスフィットネスなど、多彩な催し物を楽しんでいただきながら、名久井岳とチェリリン村周辺の豊かな大自然を満喫していただきました。

今月下旬から始まる「さくらんぼ狩り」をはじめ、7月開催の「ジャックドまつり」など、今後予定される町のイベントも活気に溢れるものとなることを期待するものであり、こうしたイベントと併せて、豊かな農産物など当町の魅力を積極的にPRしながら、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、4月29日付で発令された春の叙勲であります。当町から森林春夫氏が、消防功労で瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。

長年にわたるご尽力の賜であり、そのご功績に対し敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

次に、農業や農作物の生育に関する状況であります。昨年は「地球沸騰化」と言われるほど気温の高い日が続いたところでありましたが、今年は4月に入り、低気圧と前線等の影響により曇りや雨の日が多く、県内全域で日照時間がかなり少ないこともあったものの、果樹の開花は平年並みという状況であります。

関係機関からの報告によりますと、生育は順調に推移しているとのことであり、農家の皆様におかれましては、お忙しい日々を過ごされていることと思います。

主な作物の状況といたしましては、まずは水稻の状況であります。田植え作業は県全体で例年並みの時期に行われており、現在の進捗率は9割以上と、平年並みの状況となっております。

続いてサクランボの状況であります。昨年は、5月下旬の低温多湿による裂果の発生、6月中旬以降の高温により生育が早まったことから、収穫に大きな影響があり、「さくらんぼ狩り」の期間も短縮したところでありましたが、6月3日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数はおおむね平年並みからやや少なめの園地が多いが、園地によるばらつきは少なく、十分にさくらんぼ狩りを楽しんでいただける収量が見込まれ、調査を実施した名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し、高品質なサクランボを提供してまいりたいとのことであります。

そして、高級ブランド果実「ジュノハート」であります。収穫量の増加に伴う市場流通量の

増加が見込まれているところであり、県内随一のジュノハートの産地として、たくさんの消費者の皆様には、より質の高いジュノハートをご堪能いただけるよう、生産者の皆様には、収穫までの期間、栽培管理を徹底していただくことをお願いするものであります。

町といたしましても生産者の皆様との連携を強化し、さらなるブランド化に努めてまいります。

リンゴにつきましては、ふじの開花は平年並みで、生育は順調に推移していることもあり、適期に薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

さて、電気、燃料のほか、コメをはじめとする食料品など、物価の高騰が続く中、町民生活への影響が懸念されるところであります。

本定例会においては、国による定額減税調整給付事業のほか、町独自の物価高騰対策として実施する「高齢者商品券交付事業」を盛り込んだ補正予算案を提出させていただいているところであり、今後の動向を注視しながら、引き続き必要な時期に必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、今回の補正予算案には、新型コロナウイルス感染症ワクチンの定期接種にかかる費用も計上しているところであり、特に重症化が心配される高齢者や基礎疾患がある方への適切な情報提供に努め、引き続き町民が安心して住み続けられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告 8 件、人事案件 1 件、条例の制定等の議案 5 件、令和 7 年度南部町一般会計及び南部町介護保険特別会計の補正予算案が 2 件の合わせて 16 件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第 6 号から第 8 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。

報告第 6 号「南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における大学生年代の子等に関する最高 45 万円の特定親族特別控除の創設及び軽自動車税における二輪車の車両区分の見直し等において、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分したものであります。

次に、報告第 7 号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。総務省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等の期間に係る地域経済牽引事業の促

進に関する基本的な計画の同意日の期限を、令和10年3月31日まで3年間延長することについて、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるほか、現在の経済動向を踏まえ、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡充するため、軽減判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」であります。令和7年4月7日、大字高橋地内の町道で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方との和解を成立させることについて、令和7年5月21日に専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第10号から第12号、各会計の繰越計算書についてご説明申し上げます。

報告第10号「令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」であります。展示収蔵施設整備事業に設定している継続費の通次繰り越しについて、地方自治法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第11号「令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰り越した事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第12号「令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」であります。あかね浄化センター建設事業に設定している継続費の通次繰り越しについて、地方公営企業法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和6年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告するものであります。

次に、議案第50号「南部町監査委員の選任について」であります。令和7年6月6日をもって任期満了となります。監査委員1名の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、新任の方でありまして、住所、南部町大字大向字●●●●番地●、氏名、久保田敏彦氏、昭和●年●月●日生まれ。

久保田氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、監査委員に選

任いたしたく、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年6月7日から令和11年6月6日までの4年間であります。

次に、議案第51号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策として町独自に実施しております、国民健康保険税の減税について、昨今の電気・ガス・食料品等の価格高騰による生活費等の負担増を踏まえ、令和7年度においても引き続き減税を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号「工事請負契約の締結について」ですが、南部町重機車庫新築工事の請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号から第55号、「財産の取得について」ご説明申し上げます。

議案第53号ですが、南部第6分団（赤石）に配備する消防ポンプ自動車1台の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号ですが、住民基本台帳ネットワーク機器の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号ですが、中学校校務用パソコン等機器の賃貸借契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）」ですが、歳入歳出予算の総額に、1億4,708万8,000円を追加し、予算の総額を129億6,708万8,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず1点目は、令和6年度に行われた定額減税給付事業に関して、確定申告等で令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したことにより、当初調整給付額に不足が生じる方等へ給付する「定額減税調整給付事業」に、8,136万7,000円を計上しております。

2点目は、物価高騰に伴う高齢者の生活支援を目的として、65歳以上の高齢者に対し、1人当たり3,000円分の商品券を交付する「高齢者商品券交付事業」に、2,493万8,000円を計上しております。

3点目は、秋から定期接種を開始する予定である「新型コロナウイルスワクチン接種事業」に、2,593万7,000円を計上しております。

4点目は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る返還金」に、1,072万9,000円を計上しております。

以上が一般会計補正予算の主な内容であります。

次に、議案第57号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、

テレビ放送受信機能がある携帯電話のNHK受信料未契約分として、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、12万5,000円を追加し、予算の総額を28億2,393万5,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおり、ご議決、ご承認、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」の案件を1件追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第50号「南部町監査委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本案については会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月10日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時24分）

令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）

第 1 3 2 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第 1 3 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 3 2 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第50号の上程、質疑、討論、採決	10
○散会の宣告	11

第 2 号（6月10日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
坂本典男君	15

夏 堀 剛 充 君	2 2
工 藤 愛 君	2 7
川 守 田 稔 君	3 1
小 橋 昭 裕 君	3 6
○散会の宣告	4 2

第 3 号（6月13日）

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 4
○出席議員	4 4
○欠席議員	4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○職務のため出席した者の職氏名	4 5
○開議の宣告	4 6
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○報告第9号の上程、説明、質疑	5 0
○報告第10号の上程、説明、質疑	5 1
○報告第11号の上程、説明、質疑	5 2
○報告第12号の上程、説明、質疑	5 3
○報告第13号の上程、説明、質疑	5 3
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4

○常任委員会報告	6 5
○委員会の閉会中の継続調査の件	6 6
○議員派遣の件	6 6
○日程の追加	6 7
○町長追加提出議案提案理由の説明	6 7
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○閉会の宣告	7 6
○署名議員	8 1

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

第 1 3 2 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第132回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月6日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 50号 南部町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君

住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一成君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第132回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員長の報告

○議長（工藤正孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る5月30日に議会運営委員会を開催し、第132回定例会の運営について協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告8件、条例など6件のほか、令和7年度各会計補正予算2件であります。その他の案件として常任委員会報告などがあります。

一般質問は5名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月6日から13日までの8日間としました。

なお、会期中7日、8日は休日のため、9日、11日、12日は議案熟考のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番中館文雄君、14番根市勲君を指名します。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月6日から6月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月13日までの8日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました8日間の会期中、6月7日、8日は休日のため、9日、11日、12日は議案熟考のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの5日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告8件、議案8件、ほかに常任委員会の報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第132回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

4月下旬から5月上旬の最大11日間の大型連休期間中における、全国の行楽地の盛況ぶりが報道されておりましたが、当町におきましても、春のイベントが盛大に開催されたところであります。

4月19日と20日には「南部町春まつり」が、20日には「果樹の花見散策ウォーク」が開催され、今年は桜や果樹の花が咲くのが遅れ、また天候も日々変わりましたが、参加者に春のさわやかな気候を感じていただけたものと思っております。

また、5月8日から今月1日まで開催された「南部町ぼたんまつり」は、見頃が23日と例年より遅くなりましたが、昨年に引き続き、夜間のライトアップを実施するなど、華麗に咲き誇る大輪の花と園内に漂う優雅な香りを楽しんでいただきました。

5月25日には「名久井岳アドベンチャーフェスティバル」が開催され、あいにくの天候となりましたが、トレイルランニングのほか、山ヨガやダンスフィットネスなど、多彩な催し物を楽しんでいただきながら、名久井岳とチェリリン村周辺の豊かな大自然を満喫していただきました。

今月下旬から始まる「さくらんぼ狩り」をはじめ、7月開催の「ジャックドまつり」など、今後予定される町のイベントも活気に溢れるものとなることを期待するものであり、こうしたイベントと併せて、豊かな農産物など当町の魅力を積極的にPRしながら、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、4月29日付で発令された春の叙勲であります、当町から森林春夫氏が、消防功労で瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。

長年にわたるご尽力の賜であり、そのご功績に対し敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

次に、農業や農作物の生育に関する状況であります、昨年は「地球沸騰化」と言われるほど気温の高い日が続いたところでありましたが、今年は4月に入り、低気圧と前線等の影響により曇りや雨の日が多く、県内全域で日照時間がかかなり少ないこともあったものの、果樹の開花は平年並みという状況であります。

関係機関からの報告によりますと、生育は順調に推移しているとのことであり、農家の皆様におかれましては、お忙しい日々を過ごされていることと思います。

主な作物の状況といたしましては、まずは水稻の状況であります、田植え作業は県全体で例年並みの時期に行われており、現在の進捗率は9割以上と、平年並みの状況となっております。

続いてサクランボの状況であります、昨年は、5月下旬の低温多湿による裂果の発生、6月中旬以降の高温により生育が早まったことから、収穫に大きな影響があり、「さくらんぼ狩り」の期間も短縮したところでありましたが、6月3日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数はおおむね平年並みからやや少なめの園地が多いが、園地によるばらつきは少なく、十分にさくらんぼ狩りを楽しんでいただける収量が見込まれ、調査を実施した名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し、高品質なサクランボを提供してまいりたいとのことであります。

そして、高級ブランド果実「ジュノハート」であります、収穫量の増加に伴う市場流通量の

増加が見込まれているところであり、県内随一のジュノハートの産地として、たくさんの消費者の皆様へ、より質の高いジュノハートをご堪能いただけるよう、生産者の皆様には、収穫までの期間、栽培管理を徹底していただくことをお願いするものであります。

町といたしましても生産者の皆様との連携を強化し、さらなるブランド化に努めてまいります。

リンゴにつきましては、ふじの開花は平年並みで、生育は順調に推移していることもあり、適期に薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

さて、電気、燃料のほか、コメをはじめとする食料品など、物価の高騰が続く中、町民生活への影響が懸念されるところであります。

本定例会においては、国による定額減税調整給付事業のほか、町独自の物価高騰対策として実施する「高齢者商品券交付事業」を盛り込んだ補正予算案を提出させていただいているところであり、今後の動向を注視しながら、引き続き必要な時期に必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、今回の補正予算案には、新型コロナウイルス感染症ワクチンの定期接種にかかる費用も計上しているところであり、特に重症化が心配される高齢者や基礎疾患がある方への適切な情報提供に努め、引き続き町民が安心して住み続けられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告8件、人事案件1件、条例の制定等の議案5件、令和7年度南部町一般会計及び南部町介護保険特別会計の補正予算案が2件の合わせて16件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第6号から第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。

報告第6号「南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における大学生年代の子等に関する最高45万円の特定親族特別控除の創設及び軽自動車税における二輪車の車両区分の見直し等において、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第7号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。総務省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等の期間に係る地域経済牽引事業の促

進に関する基本的な計画の同意日の期限を、令和10年3月31日まで3年間延長することについて、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるほか、現在の経済動向を踏まえ、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡充するため、軽減判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」であります。令和7年4月7日、大字高橋地内の町道で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方との和解を成立させることについて、令和7年5月21日に専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第10号から第12号、各会計の繰越計算書についてご説明申し上げます。

報告第10号「令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」であります。展示収蔵施設整備事業に設定している継続費の通次繰り越しについて、地方自治法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第11号「令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰り越した事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第12号「令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」であります。あかね浄化センター建設事業に設定している継続費の通次繰り越しについて、地方公営企業法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和6年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告するものであります。

次に、議案第50号「南部町監査委員の選任について」であります。令和7年6月6日をもって任期満了となります。監査委員1名の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、新任の方でありまして、住所、南部町大字大向字経ヶ森16番地5、氏名、久保田敏彦氏、昭和39年4月10日生まれ。

久保田氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、監査委員に選

任いたしたく、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年6月7日から令和11年6月6日までの4年間であります。

次に、議案第51号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策として町独自に実施しております、国民健康保険税の減税について、昨今の電気・ガス・食料品等の価格高騰による生活費等の負担増を踏まえ、令和7年度においても引き続き減税を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号「工事請負契約の締結について」ですが、南部町重機車庫新築工事の請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号から第55号、「財産の取得について」ご説明申し上げます。

議案第53号ですが、南部第6分団（赤石）に配備する消防ポンプ自動車1台の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号ですが、住民基本台帳ネットワーク機器の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号ですが、中学校校務用パソコン等機器の賃貸借契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）」ですが、歳入歳出予算の総額に、1億4,708万8,000円を追加し、予算の総額を129億6,708万8,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず1点目は、令和6年度に行われた定額減税給付事業に関して、確定申告等で令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したことにより、当初調整給付額に不足が生じる方等へ給付する「定額減税調整給付事業」に、8,136万7,000円を計上しております。

2点目は、物価高騰に伴う高齢者の生活支援を目的として、65歳以上の高齢者に対し、1人当たり3,000円分の商品券を交付する「高齢者商品券交付事業」に、2,493万8,000円を計上しております。

3点目は、秋から定期接種を開始する予定である「新型コロナウイルスワクチン接種事業」に、2,593万7,000円を計上しております。

4点目は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る返還金」に、1,072万9,000円を計上しております。

以上が一般会計補正予算の主な内容であります。

次に、議案第57号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、

テレビ放送受信機能がある携帯電話のNHK受信料未契約分として、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、12万5,000円を追加し、予算の総額を28億2,393万5,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおり、ご議決、ご承認、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」の案件を1件追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第50号「南部町監査委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本案については会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月10日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時24分）

令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）

第 1 3 2 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第132回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月10日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

7番 坂 本 典 男

1. 宅地造成について
2. 工藤祐直町長の政治姿勢について

2番 夏 堀 剛 充

1. 大河ドラマの招致と展示収蔵施設オープンに向けてのお土産の開発について

4番 工 藤 愛

1. 消防団への支援について

16番 川 守 田 稔

1. 令和7年3月定例議会における予算案提出理由の説明内容について

3番 小 橋 昭 裕

1. なんぶちえりバススクール対応便について
2. 公用車（町長車）の運用について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 沼 畑 俊 吉 君

2番 夏 堀 剛 充 君

3番 小 橋 昭 裕 君

4番 工 藤 愛 君

5番 松 本 啓 吾 君

6番 久 保 利 樹 君

7番 坂 本 典 男 君

8番 滝 田 勉 君

9番 西 野 耕太郎 君

10番 山 田 賢 司 君

11番 八木田 憲 司 君
 13番 工 藤 正 孝 君
 15番 馬 場 又 彦 君

12番 中 舘 文 雄 君
 14番 根 市 勲 君
 16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局参事	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	統 括 主 査	佐々木 慶
主 査	松 本 和 香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第132回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

7番、坂本典男君の質問を許します。坂本典男君。

（7番 坂本典男君 登壇）

○7番（坂本典男君） おはようございます。

このたび第132回南部町議会定例会におきまして質問の機会を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。

令和7年度が始まり、早くも2か月が経ちました。

世界情勢に目を向けますと、アメリカのトランプ大統領により導入された相互関税、いわゆるトランプ関税は、日本を含む各国に大きな影響を及ぼしているところでございます。

日本に目を向けますと、物価高騰が家計に深刻な影響を与えており、特に米の価格に対する関心が高まっております。政府においては、随意契約による備蓄米の売渡しを実施し、これを

安価かつ迅速に供給する施策が講じられました。しかし、ブランド米に関しては依然として高値が維持されている状況にあります。

国会をはじめとする各種の場においては、米の適正価格の確保が強く求められています。南部町の基幹産業である農業、特に米農家の皆様の現状を鑑みますと、燃料費、機械設備、肥料等の生産資材の価格高騰も相まって、過度に安価な価格での取引は、農家の経営を圧迫し、生活を著しく困難にする要因となってまいります。

米は主食であり、日々多くの方々に消費されている重要な農産物でもあります。このたびの「令和の米騒動」とも呼ばれる状況は、米の生産から流通、販売に至る全体のプロセスを見直す機会と捉え、今後の国の動向を注視しつつ、本町の基幹産業にどのような影響を及ぼすのか的確に把握・分析し、必要に応じて町としても適切な対応を講じていく必要があるものと考えております。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

初めに、宅地造成について伺いいたします。

第100回定例会においても、人口減少対策の一環として実施されている宅地造成について質問させていただいたところでございます。

現在、特別宅地分譲地「チェリータウン桜場」に続く分譲地として「（仮称）第3あけぼの」の整備が進められております。

チェリータウン桜場におきましては、扶養家族のいる世帯や町外からの転入者に対する割引制度などを導入し、多くの注目を集めました。また、「子育てにやさしい町」という町の方針との相乗効果もあり、2021年の人口移動報告においては転入超過を記録しております。

令和6年度には旧杉沢中学校の解体工事が完了し、令和7年度当初予算においては、第3あけぼのの宅地分譲地の整備に関する予算が計上されております。分譲に向けて着実に準備が進められているものと認識しております。

多くの方々に南部町への移住定住を促進していくためには、宅地分譲地の効果的なPRが極めて重要であると考えております。特に、チェリータウン桜場のような子育て世帯に対する割引の有無は、多くの方々の関心を集める事項であります。

一方、新たに本町へ転入される方々にとりましては、新しい環境における生活に不安を感じることもあるかと存じます。そうした方々が町の情報を把握し、地域の方々とのつながりを構築する上で、町内会をはじめとする地域住民との関係性は極めて重要な要素であると認識しております。

これらを踏まえ、現在整備が進められております（仮称）第3あけぼのの分譲地について、現在までの整備状況と今後の造成工事の予定について、販売価格及び販売促進に向けたPRの方法について、町内会等の地域住民との関わりについて、以上の3点についてお伺いいたします。

続きまして、工藤町長の政治姿勢について質問いたします。

工藤祐直町長は、平成18年に多くの町民からの支持を得て初代南部町長にご就任されました。以来、19年間にわたり様々な政策にご尽力されてこられました。

子育て支援においては、ゼロ歳から大学まで切れ目のない支援を実施し、小中学校の給食費無償化、高校生までの医療費無償化、ぴよすくーぼんの発行など、幅広い支援策を展開されております。さらに、令和6年度には、小中学校の修学旅行費や小中高校生の支援、そして新たに開始された、令和7年度からはゼロ歳から2歳までの保育園無償化も実現されております。

また、安全・安心な南部町を実現するために、防災対策にも尽力をされております。

平成25年9月の台風18号による大規模水害をはじめ、南部町は水害による被害を度々経験してまいりました。そのような中、工藤町長が会長を務められております馬淵川とともに生きる期成同盟会においては、国や県に対し河川整備の要望活動を継続的に行い、近年においては人的被害が発生しておらず、整備の効果を実感しているところであります。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応においても、飲食業者緊急対策支援金をはじめ、農畜産業先行型持続化給付金、全業種対象の緊急対策支援金、学生アルバイト支援金など、早期の支援策を実施されました。

この迅速な対応は、合併以来進められてきた行財政改革による健全な財政運営の成果であり、そのご尽力に深く敬意を表するものであります。

令和8年1月には本町合併20周年の節目を迎えることとなります。引き続き、人口減少対策をはじめとする重要課題への取組が求められる中、南部町の舵取り役として工藤祐直町長に引き続きご尽力いただきたく、強く願う次第であります。

来年2月には任期満了を迎えられますが、これまでの実績及び決断力を鑑みるに、町政の継続的発展を担うのは工藤祐直町長をおいてほかにはないと確信しております。同様の考えを有する議員も多くおられるものと存じます。

町民の皆様の声を代弁し、来期におきましても南部町の舵取り役を引き続き担っていただくことを強く要請するとともに、次期町長選挙へのご出馬についてのご所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、坂本典男議員にお答え申し上げます。

まず、（仮称）第3あけぼの宅地造成事業は、移住定住の促進のため、剣吉地区のチェリータウン桜場に続く宅地分譲地として、統合により廃校となった旧杉沢中学校跡地を活用して整備を進めております。全体の計画面積は1.68ヘクタールで、1区画95坪程度、全部で29区画の分譲を予定しております。

まず、現在までの整備状況と今後の造成工事の予定であります。令和6年度に宅地造成の測量設計が完了し、県に対して開発許可の申請を提出いたしました。令和7年度は宅地かさ上げの盛土工事と造成地からの排水の流末整備工事を予定しており、現在、隣接する県道の擁壁撤去工事を先行して実施しているところであります。

今後は、令和8年度に造成工事及び道路側溝整備工事、令和9年度に水道整備工事、公園整備工事などを順次進めまして、令和10年度に区画の境界測量及び登記事務を行う予定としております。

次に、販売価格及び販売促進に向けたPRの方法についてであります。まず、（仮称）第3あけぼの宅地分譲の販売価格につきましては、チェリータウン桜場のモデル単価の40歳未満の夫婦で子ども2人の4人家族が町外から転入される場合の価格であります。1坪当たり1,980円を基本に設定してまいりたいと考えております。

次に、販売促進に向けたPRの方法についてであります。また、（仮称）第3あけぼの宅地分譲の販売方法につきましては、既に完売の実績のあるチェリータウン桜場の事例を参考としながら、効果的な販売促進のPRの施策を進めてまいりたいと考えております。

チェリータウン桜場での具体的な販売促進の取組は、県内の主要テレビ局である青森放送、青森テレビ、青森朝日放送の3局及びFMラジオでのコマーシャルに加え、東奥日報社、デーリー東北新聞社への折り込みチラシを利用した広告を行ったほか、ホームページやプロモーションビデオを通じてインターネットでの販売PR活動を行っております。さらには、誘致企業の事業所につきましては、個別にPRもしたいと考えております。

（仮称）第3あけぼの宅地分譲では、ただいま申し上げました取組のほかに、若い世代で浸透しているXやインスタグラムといったSNSを駆使し、分譲地の魅力を若者世代にも広く伝

わるような情報発信をしてまいりたいと考えております。

特に、当町の子育て支援につきましては、先ほど坂本議員からも紹介がありました、ゼロ歳から2歳児に対して毎月5,000円分の商品券「ぴよすくーぽん」や、幼児期における保育料の無償化に加え、ランドセルや制服の購入補助、小中学校給食費の無償化、高校生までの医療費の無償化、修学旅行費用の補助、さらには受験生のための支援、高校への通学支援、また県立名久井農業高等学校への給食の提供、大学生を持つ保護者への支援など、そのほかにも数多くのきめ細やかな施策を通じて、県内でも随一の充実した子育て支援を展開しております。

こうした子育て支援策を全面に打ち出し、子育てや住まいづくりを全力で応援する町として、県内外の方々に当町を選んでいただけるような魅力ある販売展開を行ってまいりたいと考えております。

販売に向けたスケジュールにつきましては、令和7年度は販売方法及び名称の検討、令和8年度から9年度は広告、宣伝活動、令和10年度は先行予約販売の実施、令和11年度から通常販売及び本契約を開始する予定としており、販売に向けた準備が整い次第、できるだけ早い段階で、購入をご検討いただいている皆様を対象に現地説明会を開催したいと考えております。

次に、町内会等の地域住民との関わりについてであります、（仮称）第3あけぼの宅地分譲地につきましては、あけぼの行政区及び杉沢行政区が隣接の町内会となります。

今年度は両町内会との協議を進めていく予定としており、チェリータウン桜場を町内会に組み入れた際の事例を参考に、今後の地域との関わり方について、両地区と丁寧に意見交換を行い、合意を図ってまいりたいと考えております。

また、旧杉沢中学校にある桜の木の取扱いにつきましては、現在は残す計画としておりますが、地元から伐採してはどうかとのご意見もあることから、町内会との相談の上、今後の方針を決定してまいりたいと考えております。また、仮に伐採の場合は、1区画もしくは2区画が増える可能性もあると思われます。

次に、次期選挙に再度立候補する考えはあるかについてであります、結論から申し上げます。様々熟慮した結果、次期町長選挙に立候補することを決意いたしました。理由といたしましては、住み続けたいまちづくりのため、さらに充実した施策を展開し、町政をさらに前に進めたい、皆様と共にさらに前進する南部町を築いていきたいという思いがあるからであります。

当町は、住み続けたい街（自治体）ランキングにおいて弘前市に次ぐ県内第2位に、街の幸福度（自治体）ランキングにおいても県内第4位に選出されました。これは、当町が継続的に

取り組んでまいりました子育て世代に対する手厚い支援や、移住定住支援、コロナ禍や物価高騰に対する生活支援などの取組や事業を評価いただいたものと受け止め、これまで取り組んできたまちづくりの成果が現れている証であると思っております。

その子育て支援としましては、ゼロ歳から大学卒業まで切れ目なく町独自の手厚い支援を継続的に実施し、ゼロ歳から2歳までの保育料、小中学生の修学旅行費用等の無償化のほか、小学生のランドセルや中・高校生の制服の購入費用を補助する入学支援金事業の実施を進めることができました。

また、子育て世代の方が安心して住み続けられるよう、チェリータウン桜場の分譲に加え、議員のご質問にもありました（仮称）第3あけぼの宅地造成事業を進めており、早期の分譲を目指しているところであります。

現在の任期中に限らず、その時々々の社会情勢の変化に対応し、必要な時期に必要な対策を実施することができましたことは、何より議員並びに町民の皆様方のお力添えのたまものであると実感しているところであります。

合併以来20年間、誠心誠意働いてまいりました。ありがたいことに職員からも、私のスケジュールを見て、町長、少し働き過ぎだと、少し休んでくださいとも言ってもらっておりますが、この20年間を無駄にしないよう、そして、現在進めている、南部藩発祥の地南部町を町内外にPRするために展示収蔵施設の整備を進めておりますが、令和9年4月に予定しているオープンに向けてしっかりとやり遂げ、加えて、ソフト事業では、子育て世代、高齢者世代の方々が安心できるまちづくり、ハード事業では、ふくちアイスアリーナの今後の活用や、県道櫛引・上名久井・三戸線の赤石工区におけるバイパス道路の早期着工、完成、そして「命を守る希望の橋」の実現など、さらなる南部町の発展に私自身の集大成として全力で取り組んでまいりたいと考えております。

出馬表明の決意に当たりましては、後日、具体的な公約等について整理し、発表したいと考えておりますので、ぜひとも議員各位の皆様方にもご支援賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。坂本典男君。

○7番（坂本典男君） ご答弁を賜りありがとうございます。みんなが聞きたがっていたことだと思いますので、大変うれしく思います。

まずは、次期町長選へのご出馬に向けた力強いご決意を示されたことに心より敬意を表します。町長の熱い熱意と力強い覚悟を改めてうかがい知ることができて、南部町の今後に対し、私を含め多くの議員が安堵し、また期待を寄せているところでございます。

これまで町長におかれましては、合併以降、南部町の発展に向け、各種施策の実施にご尽力されてまいりました。改めて深く感謝申し上げます。しかし、人口減少が進行する現状を鑑みますと、町のさらなる発展のためにはなお多くの課題が山積しているものと認識しております。我々議会におきましても、町勢発展のため引き続き全力で取り組む所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、良好な行政運営の基礎となるのは何よりも健康で、町長におかれましては、万全の健康管理の下、来期以降も引き続き南部町の舵取り役をお務めいただけるよう、切にお願い申し上げます。

では、宅地造成について少し質問させていただきます。

1点目に、町長が詳しくご説明いただきましたので、既存の町内会にどちらか、杉沢町内会、あけぼの町内会のほうへの今後の対応といたしますか、説明会などは予定しているのか、そこを少しお伺いしたいと思います。

そして2点目に、人口減少の抑制を図るに当たっては、転入の促進に加え、現在町内に移住されている方々が引き続き定住していただくことも極めて重要であると考えております。このような観点から、既存住民の方々が（仮称）第3あけぼのの団地へ居住を検討する際に何らかの助成措置を講じるお考えがあるのか、併せてお伺いいたします。

再度答弁をお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、町内会さんとの対応でございますけれども、現在、2町内会さんがあるわけでありまして。今度、第3あけぼの町内会、これが単独の町内会がいいものなのか、既存の町内会さんのほうに一緒になってと、こういう議論になってくると思いますので、追って町内会さんと当然相談をさせていただいて、協議をしていかなければならないなど思っております。また、説明会のほうもしっかりとさせていただいて、納得いく、ご理解いただけるような形で進めてまいりたいと思っております。

また、助成金等につきましては、今後検討させていただいて、チェリータウン桜場の例があ

りますので、一つはその例に準じて進めていくことになると思いますので、ここは万全を期して、そして、最終完成ができる前にある程度の区画の形が見えれば、早めに現場説明会をしたいなと思っております。そしてまた、早めの1回募集を取ってみるということもスピード感が出てくるのかなと、早く確定するのかなとも思っておりますので、できる限り、一年でも早く第3あけぼののほうに決めてもらえるということを取り組んでいきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。坂本典男君。

○7番（坂本典男君） 最後です。ご答弁ありがとうございました。

人口減少の抑制に向けまして、子育てにやさしい町の実現に資する魅力的なソフト事業などの推進が重要であります。それと同様に、宅地造成をはじめとするハード面の整備も極めて重要な要素であると認識しております。

また、新たな生活を始める方々の不安を軽減するためには、地域住民との良好な関係構築、すなわち地域とのつながりが不可欠であると考えております。

今後造成される宅地が、南部町に転入される方々や地域住民にとって、来てよかった、住んでよかったと実感いただけるような環境となることを強く願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これで坂本典男君の質問を終わります。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。

また皆様の前で一般質問という機会を与えてくださいます、感謝申し上げます。また、今日はですね、南部小学校の生徒の皆さんも傍聴していますので、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

質問の前に、全国的に米の物価高や備蓄米放出など毎日報道されていますが、青森県の米が安くておいしいと南部達者米がテレビで紹介されました。全国でも、この三八地区の米の価格

が安いとも報道されました。今年の秋は豊作で、生産者、消費者にとっても安定した適正価格になりますことを願い、質問に入ります。

展示収蔵施設オープンに向けての整備検討委員会が5回ほど会議を行い、そのとき出たお話を質問します。

1、大河ドラマの招致と展示収蔵施設オープンに向けてのお土産品の開発について。

①番といたしまして、南部藩を題材とした歴史本も様々出ていますが、ぜひとも大河ドラマの招致をお願いしたい作品があります。それは、岩手県盛岡市在住、直木賞作家の高橋克彦さんの作品です。

1993年、NHK大河ドラマ「炎立つ」や、2001年には大河ドラマ「北条時宗」を原作しており、南部藩、南部光行を始祖として、800年以上の歴史の中で一番勢いがあつた頃を題材とした「天を衝く」の原作者です。舞台は、お隣、三戸城と九戸城がメインとなりますが、南部町の史跡、館や城など、影響がある作品を書かれています。「天を衝く」は南部氏の後継者争いの作品ですが、九戸政実と対立した南部氏第26代当主南部信直夫妻の墓石が国史跡の聖寿寺跡地、南部家菩提寺、三光寺の境内にあり、必ずこの地が注目されると思います。また、高橋克彦さんはNHK大河ドラマの原作者で経験者でもあります。

ドラマの作品のジャンルは違いますが、1971年、昭和46年、NHK連続テレビ小説「繭子ひとり」が放送されました。原作者は八戸市出身の小説家、三浦哲郎さんです。三戸町と八戸市が舞台だった作品で、放送平均視聴率も「おしん」に次ぐ47.4%でした。放送期間が1年だった影響と、ロケーションも三戸町と八戸市を中心に行われたため、エキストラや撮影の見物人で大にぎわい、その年の三戸まける日は今までにない人混みと、経済効果は大きかったと言われております。また、作品が大変な人気を博したことを記念して、城山公園には繭子の像が建てられています。

現在工事中で令和9年4月オープン予定、展示収蔵施設の名誉館長予定者でもある、NHK女優第1号の黒柳徹子さんは、下宿のおばさん・お케이さん役で出演されました。

この地域の魅力を再発見してもらうためのプロモーションには重要なお二人だと考えます。南部町が注目されることにより、展示収蔵施設や史跡が観光地となり、南部町のすばらしさを発信してたくさんの方々に来ていただきたいと思います。

②番といたしまして、商品グッズ開発について、ボールペン、フルーツキーホルダー、南部歴代藩主のカプセルトイ、ガチャガチャですね、ステッカー、アクリルスタンド、Tシャツなど、昨年、第124回6月定例議会で質問いたしましたが、新規農産物の開発は確認できました

が、展示収蔵施設、歴史ミュージアムオープンに向けての農産物以外の商品グッズの状態がどのようなになっているか、お聞きいたします。

以上、通告に従い質問いたします。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員にお答え申し上げます。

まず、大河ドラマを招致し、この地域の魅力を再発見してもらうためのプロモーションを展開してほしいとのことについてであります。議員ご指摘のとおり、大河ドラマの招致は地域の魅力の再発見になるとともに観光客増加につながると考えられます。

近年の傾向として、オリジナル脚本の大河ドラマも増えてまいりましたが、三戸南部氏の文献資料が極めて少ないため、聖寿寺館が舞台となった小説がまだ制作されていない状況にあります。

しかし、南部町は南部藩発祥の地として長い歴史を有しており、日本の原風景とも言える美しい映像資源が数多く存在しております。

町では、こうした全国的にまだ十分に認知されていない当町の魅力を広く知っていただくため、より積極的な情報発信が必要と考え、令和5年7月には、毎日新聞グループで新聞印刷事業などを手がけ、地方創生や地域産業の発展にも注力している東京の東日印刷株式会社とロケ誘致などに関する包括連携協定を結んでおります。

東日印刷は、本業の新聞印刷業にとどまらず、ロケ地の提供などを行うロケ事業にも力を入れており、2018年度に同事業を開始して以来、これまでに2,000件を超える撮影実績があると伺っております。

東日印刷では、これまでに使用されたことのない、常に新しい撮影地を制作会社が求めているという状況を踏まえ、条件に適したロケ地が当町にも存在するものと考え、当町への誘致活動にも協力をいただいているところでもあります。

なお、東日印刷が運営するロケ検索サイト「T-ロケ」では、南部町の特設ページが開設されており、広大な自然を生かしたロケ地の紹介に加え、町の観光名所やお祭り、特産品など、当町の魅力を幅広く発信しております。

また、東日印刷との包括協定の一環として、東日印刷が事業展開している楽天市場におい

て、南部町新特産品開発プロジェクト実行委員会が新たに開発したゼネラル・レクラークロールケーキをはじめ、南部町に関連する各種特産品が販売されています。

さらに、東日印刷に来社される来賓やお客様に対しては、南部町の魅力をPRする取組として、南部町の事業者が制作した梅や果物のゼリーが手土産品として相当数提供されるおもてなしが実施されており、南部町の知名度向上にも大きく寄与していただいております。

ロケ地に関する件であります。今年の秋には、劇場映画「ALIVEHOON アライブフーン Beyond the limit」の撮影が当町で行われることとなっております。この作品は、自動車の後輪をスライドさせながらコーナーを抜ける、運転の限界を超えた領域でのテクニックを競う、日本が産んだ唯一のモータースポーツ「ドリフト」を題材とした作品となっております。前作「ALIVEHOON アライブフーン」はアジア圏をはじめ世界各国でも公開されております。

本作品の監督である下山天さんは青森県出身の方で、地域との特別なご縁がございます。さらに、監督のご兄弟がかつて八戸市の白山台中学校に赴任されており、このような地域との結びつきが今回の撮影実現につながる大きな後押しとなったとのことでもあります。

主演は歌手で女優の安齊かれんさん。ドリフト演出として、D1グランプリシリーズチャンピオンの中村直樹さんや横井昌志さんなどが実走協力をする予定となっております。

メインの撮影時期は本年の10月から11月にかけて、当町の埵渡地区にあるモーターランドSPでも撮影される予定となっており、国内の映画館で2027年の公開に向けて製作を行っているとなっております。

当町では、あらゆる資源を活用したロケ地誘致と今回の映画撮影に関わるテレビやドラマ関係者などを通じて町の魅力を発信し、地域の認知度向上と観光振興に寄与してまいりたいと考えております。先ほどのモーターランドでの撮影につきましても、当然のごとく、当町の町民、エキストラとしての要請もいただいているところでございます。さらに、どのような関係に働きかけていくことがより効果的であるかについても研究を進めてまいりたいと思います。こうした取組を積み重ねることで、議員ご質問の大河ドラマの誘致の製作関係者とのつながりを築けるよう努力してまいりたいと思います。

また、今日は三戸町の議員の皆さんも傍聴、お見えになっておりますけれども、大河ドラマとなりますと、当南部町に限らず、当然のごとく三戸町さんとの協働、そういう部分になってくると思いますので、南部町に限らずまた三戸町さんのほうからもご協力をいただきながらできれば一緒にそういう活動をしていければ、実現も可能ではないかなと思ってございますの

で、大変失礼な場からでありますけれども、ぜひまた一緒になってそういう取組を進めていければ三戸郡全体も盛り上がるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、展示収蔵施設オープンに向けてのお土産品、商品グッズの開発状況がどのようになっているかについてであります。展示収蔵施設のオープンに向けた商品グッズの開発は、施設のテーマや展示内容を反映させることにより、来場者がより一層楽しめる環境づくりに役立ち、集客促進に寄与するものと考えております。

その題材として、令和6年6月定例会において夏堀剛充議員がご質問に挙げられました、南部藩歴代当主を活用したグッズの作成は非常に有効であると感じているところであります。

現在整備中の展示収蔵施設では、1階のガラス面に歴代当主の肖像画や南部家の家紋である「向鶴」を用いたデザインを予定しており、訪れた方々が南部藩発祥の地南部町の長い歴史を感じられるよう取り組んでいるところであります。歴代当主の肖像画の使用につきましては、もりおか歴史文化館から、また、南部家家紋である「向鶴」の使用につきましては、現在の46代当主南部利文氏からの使用許可がそれぞれ必要でありますので、承諾をいただけるよう積極的に働きかけてまいります。

商品グッズの開発に当たっては、令和9年度の施設オープンに合わせて、施設との関連を持たせた南部家歴代当主の肖像画や家紋のほか、史跡聖寿寺館跡発掘調査により出土した遺物デザインのキーホルダー化、カプセルトイでの販売など、宣伝効果につながる商品を開発してまいります。

今後、県内外の類似施設で販売されているグッズや商品、販売方法、売上状況などの調査結果を、夏堀議員も委員であります展示収蔵施設整備検討委員会に提示し、製作費や販売価格も含め様々な角度からご意見を頂戴しながら、町内をはじめ県内外多くの皆様にご満足いただける商品を開発するとともに、施設の魅力を広く発信できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございますので、また委員会等含めてよろしくご指導をいただければと思います。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 答弁ありがとうございました。

再質問はございませんが、今現在、BSのNHK朝の連続ドラマ「チョッちゃん」が再放送

されております。黒柳徹子さんの母、黒柳朝さんの半生を描いた作品です。今年の9月から諏訪ノ平への疎開編が放送予定です。8年間、諏訪ノ平に住んでいた内容です。ぜひともご視聴のほどお願いしたいと思っております。また、検討委員会では、黒柳徹子さんが疎開していた頃のエピソードを持っている委員の方もいました。確認できました。

最後に、歴史と伝統のあるこの南部町には商品化できるグッズが豊富にあります。まだまだあります。例えば南部せんべいの発祥の地でもありますし、そういうふうなものも踏まえて、今後とも前向きな検討のほど、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これで夏堀剛充君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時49分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時05分）

.....

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

4番、工藤 愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） 本定例会において質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、南部小6年生の皆さん、三戸町議会正副議長様をはじめ多くの方にご傍聴いただき、ありがとうございます。6年生の皆さんは、先日税金の勉強をしたそうです。今日のこの議会は税金の使い道を決める大切な会議です。真剣に取り組んでいる大人がいることを肌で感じてもらえたらうれしく思います。

今回私は、日頃より大変お世話になっております消防団の皆さんへの町の支援体制について、通告のとおりお聞きしたいと思います。

消防団への支援について。

消防団員は、普段は生業を持ちながら、自らの地域は自ら守るという精神に基づき、災害発生時や訓練時には自宅もしくは職場等から出動し、活動しています。地域防災の要となる消防団が、より円滑に、やりがいを持って活動できるような行政の支援について伺います。

1 点目、年齢別人数、入団・退団者数の推移、公務員と兼務している者の割合はどのくらいでしょうか。

2 点目、活動報酬の概要をお知らせ願います。

3 点目、行政の消防団支援策と活用状況をお知らせ願います。

4 点目、平成29年創設の準中型自動車免許取得について、半額が自己負担となる現状を改善する考えはありますでしょうか。

以上の質問について町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。

まずは、消防団の皆様には、住民の身体、生命、財産を守る、そういう使命の下で本当に活動していただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと思います。

ご質問の、まず消防団への支援について、団員の年齢別人数、入団・退団者数の推移、公務員と兼務している者の割合であります。令和7年4月1日時点の団員数638人の年齢別人数は、20歳未満が3人、20歳代が80人、30歳代が129人、40歳代が185人、50歳代が155人、60歳以上が86人であります。

入団・退団者数の推移は、それぞれの年度の4月1日時点に向けての1年間の状況ですが、令和3年度は、入団者17人、退団者35人で18人の減、令和4年度は、入団者14人、退団者23人で9人の減、令和5年度は、入団者24人、退団者40人で16人の減、令和6年度、入団者22人、退団者27人で5人の減、令和7年度は、入団者、退団者ともに26人で増減なしでありましたので、減少傾向は少しずつ抑制されております。

なお、公務員と兼務している団員の割合は、令和7年4月1日時点の団員数638人に対しまして102人でありますので、率にして16.0%であります。

次に、活動報酬の概要についてであります。活動報酬、いわゆる出動報酬は、災害等で出

動した団員に支給するもので、団員の処遇改善及び継続的な活動を後押しするため、令和4年度から出勤報酬の引上げを行っております。

出勤報酬の支給額は、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例第6条の規定により、団員が災害や火災等で出勤した場合は、1日当たり4時間未満は3,500円、4時間以上は8,000円、警戒及び訓練等に出勤した場合は、1日当たり1,500円を支給することと定めており、火災・災害時の出勤のほか、町が依頼した防火パレード等の行事や式典の訓練などの活動に支給しております。

次に、行政の消防団支援策と活用状況についてであります。町では、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的として、平成26年度から団員が消防車両を運転するための資格を取得する経費の2分の1以内の額を補助金として交付しており、これまで30人が活用しております。また、救助用ボートを操縦する資格を取得する経費については、経費の2分の1以内の額を補助金として交付しており、これまで9人が活用しております。

加えて、令和6年4月から実施しております消防団応援事業の活用状況であります。令和7年3月末時点における団員パスポートの利用件数は、チェリウスでは延べ975件、バーデハウスでは延べ963件となっております。

さらに、団員の福利厚生のため、万が一の死亡や障害を受けた場合を補償する福祉共済や、結婚や出産、入院などの慶弔給付金を支給する消防互助会、また、火災等により罹災した場合に共済金を支給する火災共済の各掛金を町が負担することによる支援も行っております。

次に、平成29年創設の準中型自動車免許取得について、半額が自己負担となる現状を改善する考えはについてであります。消防団員の準中型自動車免許取得費用への補助事業は、令和7年4月1日現在、三八管内では6市町村が実施しており、実施市町村の全てで補助率を2分の1以内と定めております。

本補助事業は、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的としており、取得した免許は目的のとおり消防力の強化につながるものであります。一方で、取得した個人の資格の格上げにもなりますので、対象者によってはご自身の仕事の給与等の面で有利になる場合が考えられることや、これまでに補助金を活用し資格を取得した団員との公平性を考慮すると、これまでどおり自己負担をお願いしたいと考えているところであります。

なお、補助率については、補助事業を実施しているほかの市町村の動向などを踏まえて検討するほか、普通免許で運転が可能な消防車両の導入などについて、消防団本部及び関係機関と

協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

通告しました質問にあったとおり、年齢別人数等、細かくご報告いただきました。

南部町の消防団は、若い世代が多く入団している、また、近年は入団者も退団者も均衡してきて減少傾向が収まってきているということが確認でき、本当に安心する次第でございます。

今回の私の一般質問は、若い世代の方から、やはりちょっとこの半額助成というものが、上限11万円ということですが、準中型免許を取得するのに必要な費用は、標準的に普通免許を持っている方でも17万円程度がかかるということです。そうしますと、半額助成ということで10万円弱の金額を本人が負担しなければいけない、これが平成29年以降適用されているものですから、本当に若い25歳未満の世代において問題になっていることだと思います。

ご質問ですが、町内消防団が所有している車両のうち、普通免許で運転ができない、3.5トンを超える消防車両はどのくらいあるのかお聞かせ願います。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） ただいまの消防車両についてのご質問でありますけれども、現在、普通免許、いわゆる平成29年以前にですね、我々は普通免許ですが、今、8トン未満であれば運転できる免許を取得しておりますけれども、その団員については2トンのタンク車以外であれば運転可能でありますけれども、今の若い方々の普通免許であれば、現在導入されている消防車両は運転できないものと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁の中に、具体的な車両の台数についてお答えいただきたいなと思ったんですけれども、要は、25歳以下の方が、新しい免許の人たちが運転できない車両がどのくらいあるのかと

いうことが、もし台数が分かりましたらお願いいたします。すみません、説明が不足して。私ももちろんそれ以前に取っていますので8トンまで運転できますけれども、25歳未満の方は3.5トンを超えると運転できないということなんですよ。そういう車両が南部町内にもあると思うんですけれども、それについてお知らせいただければと思います。

それから、もう1点お聞きいたします。

消防団の団員報酬については、平成22年に立花元議員さんが報酬の引上げについてご質問をされています。その中でですね、ご答弁の中で、国庫補助、普通交付税で充当される分の団員報酬の金額についてお示しをいただいているようなんですけれども、現在、14年経過して、団員の数も当時よりはかなり減っている。それに町民の数もそもそも減っているということで、こちらの普通交付税の充当分というの減っているのかなというふうに思うんですけれども、もしこちらの金額も分かりましたらお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） まずは消防ポンプ自動車の台数でございますけれども、32台全ての車両が現在の普通免許では運転できないものとなってございます。

それから、団員報酬に関してですが、団員報酬は、非常勤消防団員の報酬等の基準というのが国から示されまして、それに応じまして、令和4年4月1日からそれぞれ年額報酬であったり出勤報酬であったりを上げしているものでございます。ただし、普通交付税で幾ら南部町に団員報酬分として交付されているかというものはちょっと分からない状況でございますので、以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） おはようございます。

私は、本定例会一般質問において、予算編成におけるワイズスペンディングの導入について質問いたしたいと思います。

皆さんご承知のとおり、ワイズスペンディングとはケインズ経済学における有名なコンセプトであります。今年3月定例会、令和7年度予算案、町長提案理由の説明においては、「法令に基づき実施する事業を除いては、ワイズスペンディングを基本とし」云々との説明がありました。ですが、その説明に少々違和感を感じた次第であります。

といいますのは、これも皆さんご承知のとおり、地方自治法第2条第14項においては最少のコストで最大の効果をとあります。地方公務員にとっても地方議員にとっても、あまりにも象徴的な指標であると思います。税金を使うときはよく検討して使いなさいということでもあります。つまり、その予算編成、執行に至る、取るべきプロセスは自明であります。

さらに、ワイズスペンディングの手法などについて調べてみますと、いわゆるEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、証拠に基づいた政策作成を行うよう、内閣府をはじめ様々な機関などからその方針、方法論等が示されております。どのような調べ方をしても、ワイズスペンディングに枕言葉のようにEBPMがうたわれておる現状であります。

EBPMに臨むに当たっては、自治体独自のデータ収集を含め、その解析方法の検討など、EBPMを担える人材の育成または確保、EBPM担当の部署の編成というように要約できるかと思えます。いい取組だとは思いますが、先ほど申し上げました違和感に戻ります。既に日々取り組まれております、PDCAサイクルとの整合性についてであります。

ワイズスペンディング、つまりEBPMの手法を意識なさった方であれば、多くの人は、その手法と既に庁舎内で実施されているPDCAサイクルの手法との親和性にお気づきになると思います。

PDCAサイクルにおけるP、プランニングと、CA、チェック、アクションの作業において、まあ少なくともチェックとアクションにおいては、根拠に基づいた政策の作成と同様または同等の作業が必ず必要になるかと考えます。庁舎内でどのような態勢で臨まれたのか、想像するところであります。

ワイズスペンディングという文言が内閣府の骨太の方針にうたわれたのが2015年前後と記憶しておりますが、それゆえ、今さら感というのが正直な感想でもあります。

以上を踏まえ、改めてお伺いいたします。

予算案の中のどの項目に、ワイズスペンディングの取組がどのように反映されておるのでしょうか。

2点目。行政運営において既に深く浸透しているはずの地方自治法第2条第14項及びPDCAサイクルとの相違点、さらには、それらが並行して取り組まれるということについての整合

性について、行政側のお考えを伺う次第であります。

以上2点、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員にお答え申し上げます。

私からは総体な部分でお答えさせていただきたいと思います。

まず、ワイズスペンディングとは、一般的に賢い支出という意味で使われ、財政支出を行う上での望ましいとされる概念であり、全ての予算に対し、この概念の下、予算を編成しているものであります。

町はこれまでもワイズスペンディングの視点から、実効性のある新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰支援対策の実施とともに、基金への積立てなど、財政の健全化に向けた取組も講じてまいりました。

さらに、将来に目を転ずれば、当町の財政状況は、少子高齢化による税収の減、物価高騰による経費の急増などにより、ますます厳しさを増すことが予想され、このような中でも将来像の実現に向けた新たな投資を着実に実行していくためには、限られた財源を有効活用する取組を進め、かつ、政策効果が乏しい歳出を徹底して削減していくことが肝要であると考えております。

以上のことを踏まえ、予算編成に当たっては、法令に基づき実施する事業を除いて、ワイズスペンディングを基本とし、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、決算時において事業の未執行や過大見積りなど多額の不用額が生じないように精査し、適正な予算となるよう編成しているものであります。

また、ワイズスペンディングとともに、地方自治法第2条第14項にあります「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする条項を遵守し、予算を執行しているものであります。

このようなことから、合併して19年、この間、基金においては96億円の増額、また地方債、借金については72億円の減額、効果においては170億円の効果が出ていると思っております。

今後も、PDCAサイクルの実施と、それを基にした予算要求、ワイズスペンディングの概

念による予算編成を行い、予算執行の際には、地方自治法第2条第14項を遵守の上、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。川守田稔君。

○12番（川守田稔君） どういった項目にどういったワイズスペンディングの手法を導入したのかという質問趣意書のつもりではありましたが、答えていただけるのであれば、具体的な項目、どのような観点でというその辺をご説明いただきたいと思います。

先ほど町長の答弁において経済効果の金額が示されました。その経済効果ということ、どのように評価して、どのような算出したのか、その辺についても詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） ただいまのご質問にありますワイズスペンディングの考え方や等々につきまして、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

ワイズスペンディングでございますが、財政支出の効率化と経済効果の向上を追求する考え方であるということと、ただ支出するだけでなく、その支出が将来的にどのような効果をもたらすかを考慮した、効果の高い政策に支出を集中させるといった政策効果を重視するものでございますが、町財政におきましては、予算管理と経費削減に関わる概念といたしまして、限られた予算を重点事業などの有用なところに活用させていただき、無駄を省きながら最大の成果を達成することを目的とし、予算編成を行っているものでございます。

当初予算編成におきましては、総合振興計画の実施評価結果ですとか、あるいはこれまでの決算額等の実績、また各課からの予算要求時におきます要望などに基づいた内容を確認いたしながら予算編成を行っているものでございます。

令和7年度予算におきましては、町のこれからの財産となります子供に対する支援事業を重点事業といたしまして、以前から実施しておりました給食費の無償化、それから子ども医療費無償化、高等学校修学支援に加えまして、昨年度、補正対応いたしました小中高生に対する入学支援事業、それから新規事業といたしまして、ゼロ歳から2歳までの保育料無償化事業を当初予算に組み込む形とさせていただいております。

また、地域産業の維持という点も重点事業といたしまして、商工業事業におきます販売促進事業ですとか、創業事業、それから営業店舗等リフォーム事業への補助制度、それから農業におきますスマート農業加速化支援事業への補助制度などを当初予算に計上してまいっているところでございます。

それから、先ほど申し上げておりました基金96億円の増額、それから地方債の債務残72億円の財政効果の件でございますが、こちらのほうにつきましては、今後財政運営をしていく上に当たりまして、余力といえますか、財政の今後の財力を長くもたせる、財政運営を健全に長く維持していくという点で基金を増額しているもの、それから、借金であります地方債のほうはできるだけ減額していくというふうな考え方をもって、基金を増やし、地方債のほうの残額を減らしていくような運営をしているというふうなものでございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。川守田稔君。

○12番（川守田稔君） ご答弁ありがとうございます。

今説明いただいたワイズスペンディングに臨んでの予算編成というのは、ここ少なくとも合併以来20年、同じことをやっているんじゃないですかというような感想です。

いわゆるE B P M、その結果に何を期待するのかというその本質は、ここに財政を投入しました、それで何年かあったらこれだけの効果がありました、それは多分ちゃんと計算できる方法でもって示さないといけないことなんだと思うんです。それは当たり前のことなんですよね。行政にあっては当たり前のことであって、既にP D C Aという仕組みでもって業務改善であったり政策改善であったりという、そういうことがもう随分前から当町でも始まっているわけです。

そういった地盤がありながら、何で今こうやってワイズスペンディングという看板をかけ替えなくちゃならないのか、そのことが分からないわけですよ、私は。もしかすると、P D C Aちゃんとやっていますかと。どういうふうにやっていますか、そういうふうな視点を持ったときに、ワイズスペンディング、E B P Mというのは少々ハードルが高過ぎやしませんかと、そういうふうに見る側面もあるわけです。

ですから、やるのであれば、ちゃんと自分の町独自のデータを集めましょうじゃないかと。県の何とかセンサスによればというような答弁の仕方ではなくて、町が調査して得た結果によればというような答弁を受けてみたいなと思ったりもします。

何はともあれ、取り組もうという兆しがあるのであれば、ちゃんとそれが動き出すためのエンジンを整えてですね、OSみたいなものをちゃんと整えて、人材を確保して、人材を育てて臨んでもらいたいと思う次第であります。

以上です。終わります。

○議長（工藤正孝君） これで川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時41分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩を解き会議を再開します。

（午後1時00分）

.....

○議長（工藤正孝君） ここで総務課長から先ほどの工藤愛議員への答弁について訂正がある旨の申出がありますので、これを許します。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 先ほど工藤愛議員の再質問に対し、現在の普通免許で運転できない車両は何台かというご質問に対しまして、私、32台とお答えしましたが、正しくはそのうち5台は現在の普通免許でも運転可能でありますので、お詫びして訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

3番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

（3番 小橋昭裕君 登壇）

○3番（小橋昭裕君） それでは、今定例会に通告しておりました次の件について質問いたします。

まず初めに、なんぶちえりバススクール対応便についてですが、なんぶちえりバススクール対応便の樺木線において、始発が15分程度遅れたことが何度かあり、会社に遅れそうになった

など、大変困ったという声が住民から届きました。このことを町は把握しているのか。ほかの路線でもあったのか。どのような対応をしたのか。また、今後の防止策を伺います。

次に、公用車（町長車）の運用についてであります。今年3月、新郷村議会において、公用車の不適切使用を問われる一幕があったことが新聞で取り上げられておりました。村長が懇親会付きの行事や会合に参加し、私費で参加した二次会終了まで公用車を待たせ、公用車が役場に戻ったのが深夜だったことに対し、議員から、私費で会費を払って出席したのであれば公務ではないと認識していることであり、公用車はその時点で帰すべきではないかと指摘され、深夜まで公用車を待たせるということは常識では考えられないと批判されたものでした。

このことを踏まえまして、まず1つ目の質問ですが、懇親会付きの行事や会合に出席した際、二次会にも参加し、町長車が深夜まで利用されたケースがあったのかどうか。また、そのような利用があった場合、その利用について町長の見解を伺います。

次に、2つ目の質問ですが、休日や懇親会付きの行事などがあった場合、町長車は職員の通常の勤務時間以外も運行されていると思うが、その場合、運転手（職員）の時間外勤務手当は支給されているのか伺います。

最後に、青森市にある施設の駐車場に南部町の町長車が止まっていたため、町長が何の会合に出席しているのだらうと思い、施設の入り口に設置してある行事予定を確認したところ、町が関係する行事はなく、町長の出身校の同窓会が開催されていたという情報が私のところに届いたのですが、ご自分の同窓会に出席するため町長車を利用したのでしょうか。また、このほかに私用で公用車を利用したことがあったのか伺います。

以上、質問いたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） それでは、小橋昭裕議員にお答え申し上げます。

まず、なんぶちえりバススクール対応便における始発便の遅延把握についてであります。バス運行事業者の報告によりますと、前年度における始発便が15分以上遅延した路線とその回数として、ご質問の樫木線では、4月に1回、バスの事故により代車に振り替えて運行したことによる30分以上の遅延がありました。

このほか、諏訪ノ平・赤石線では、事故のため代車振替による遅延が1回、バス運行事業者

の配車ミスによる運休が1回ありました。この運休の際には、児童生徒の登校に当たり保護者の皆様から全面的なご協力をいただいたところであります。また、鳥谷・石和・高屋敷方面など2路線では、冬期間において積雪や路面凍結により計3回、15分から30分程度の遅延がありました。

バスの遅延等に対する対応については、バス運行事業者に対し、遅延等の第1報は学校にすることで指示しており、これを受けた学校は、保護者に一斉メールを送信する方法で速やかにその情報を伝えることとしております。

遅延等の防止策については、バス運行事業者に対して、車両の日常点検をはじめ、道路状況や気象情報に応じたバスの運行に努めていただくよう要請しており、万が一、遅延等が発生した場合は、速やかに学校及び町に対する情報伝達をしていただくよう重ねて要請しているところであります。

私からは以上であります。

○議長（工藤正孝君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、次に、公用車の運用についてお答え申し上げます。

まず、懇親会付きの行事や会合に出席した際、二次会にも参加し、町長車が深夜まで利用されたケースがあったのか、また、その利用についての見解はでございますが、私はこれまでも、懇親会の有無に関わらず、また、スケジュールが重なったときには遅参する場合であっても、様々な会合に自らが出席し、町民の皆様をはじめとする方々とのキャッチボール対話を通じて頂戴したご意見やご提言を忘れないように会食の場では箸袋にメモして、そして後に施策に反映するなど、町政の推進に役立てることを政治信条としてまいりました。

このため、時には休日に8か所、9か所の会合に出席するときもありましたし、消防団出初式や観閲式終了後には十数か所の分団を回るため遅くなってしまうこともありました。また、1日数か所の会合もあり、1か月で26日間の会合があったりもしました。そして、意見交換や情報交換の場面が継続する二次会が設定された場合は、参加するときもあります。その際に町長車を遅くまで利用したことはありますが、状況により早く帰しているときもございます。

これについては、参加者との関係性を考慮するとともに、遅参してまでもお会いすることにより、そこで頂戴するご意見やご提言、情報交換が町政の推進に役立つものであると判断した

場合、または話が途中で終わった場合などであり、その後の二次会での利用も必要なものであったと考えております。議員にはぜひとも建設的なご理解をいただければありがたいと思います。

しかしながら、大学教授等の専門家からは、二次会の公務性を否定する意見も出されておりますので、今後は二次会での利用は控えたいと考えております。

次に、休日や懇親会付きの行事などがあった場合、町長車は職員の通常の勤務時間以外も運行されていると思うが、その場合、運転手の時間外勤務手当は支給されているのかについてであります。職員が時間外に勤務した場合は、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給しております。また、週休日に勤務した分は振替することもできるため、一部は代休に振替しているところであります。

懇親会がない場合には、逆に自分で運転して行ったりもしてきました。

次に、自分の同窓会に出席するため町長車を利用したのか、そのほかに私用で公用車を利用したことがあったかについてであります。議員ご質問の同窓会は令和7年2月22日に開催されたものと思われませんが、日程表を確認したところ、1年前、令和6年1月21日にもございました。

同窓会は、大学から教授、校友会会長、また役員等も出席するため、南部町のPR、合宿誘致などの話もさせていただいております。そのことによって体育会OB会が十数名で東京から当町に来町し、チェリウスに宿泊いただいたこともありました。そのようなことから町のPRの機会の場とも考えており、半分公務的な感覚で捉え、この2回については、コロナ禍も落ち着き、公務での疲労の蓄積もあり自分で運転することが不安もあり、万が一の事故を防止するため公用車を利用したものであります。

しかしながら、思うに、緊張感に欠けていたと考え、町長車の利用は合理的なものではなかったと反省をしているところであり、この場をお借りし、議員各位並びに町民の皆様にお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このことを受けまして、私自身の給料の減額処分を考えており、本定例会最終日に南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案を追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、これまでに私用で公用車を利用したことはについてであります。先ほど申し上げました2回以外の同窓会には自分の車で、または新幹線で向かっておりますし、行事と行事の間など、公務の連続性を考慮し、また、会合の出席回数も多いため、必要な場合に町長車を利用

することはあったとは思いますが、町長車の利用はあくまでも公務での利用が原則でありますので、今後も町民の皆様にご疑念を抱かれることのないよう注意してまいりたいと考えております。何卒よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） それでは、再質問ですけれども、まず、ちえりバススクール対応便についてですが、道路状況とか交通状況、様々いろいろな理由があって遅れたりしたということなので、それは仕方ないことだと思います。ただ、始発についてはそれなりにちょっと早めに動くとかして対応できると思うので、これからは事業者と連携しながら、一斉メールとかを利用して、保護者の方たち、子供たちが、この暑い中、バス停で長い時間待つことがないように、また、冬になれば今度は寒くなりますので、そういうことがないようにこれからは連携を取って対応していただきたいと思います。

次に、公用車の件ですが、まず1つ目の質問で、懇親会付きの行事や会合の二次会に参加したときの町長の会費についてですが、これは私費で参加したのか、公費で負担したのか、それを1つ質問したいと思います。

あと次に、職員の時間外勤務についてですが、役場の条例というのは解釈がすごく難しいもので、読んでいるうちになかなか分からなくなるので、制度の趣旨も一応確認するという思いもあり、ちょっと質問したいと思います。

時間外については、1つ目、例えば今週の土曜日とかに勤務を命じた場合、通常の勤務を命じて、来週の月曜日に代休で休んだとします。そうすると、今週の1週間の勤務時間の合計が46時間30分となります。月曜日から土曜日まで勤務するので。そうすると、正規の勤務時間の38時間45分を超えることになります。この正規の勤務時間を超えて勤務した7時間45分については、100分の25の時間外勤務手当を支給しなければならないと。条例を読んでいるとこういうふうに取れるんですけども、もしこれが合っているのであれば、その100分の25もちゃんと支給しているのかをまず1つと。

次に、あと時間外勤務代休時間という制度も条例を見ればありますけれども、この時間外勤務代休時間というのは、基本、月60時間を超える時間外勤務について指定することができるとなっていますけれども、当町は予算の範囲内で時間外を支給しているので、60時間を超えなくても時間外についても代休を取ったりする場合もあるかと思います。その場合ですけれども、

この制度を読むと、代休を振り替える場合、時間外勤務手当の率に応じて時間数を加算しなければならないとなっていますが、だから、平日4時間、時間外やりましたと。そうすると、普通は1.25倍になるので5時間の代休がもらえるというふうな制度のようですけれども、この場合はこういうふうにちゃんと加算して代休を取っているのかを、2点、時間外についてはお伺いしたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 1点目のほうは二次会の会費ですね。

二次会につきましては、私も個人のほうで出させていただいております。先ほど新郷さんのほうの事例もあって、恐らく、会費が公務としてあれば公用車も、また個人で払っているのであればこれは公務じゃないとご指摘もあろうかと思えますけれども、二次会のほうはほとんどがですね、一次会の話の中で一回り私も全部回るんですけれども、どうしても回れないで、話ができない方々もあります。そういう中で、逆に、町長、二次会で続きの話をしましょうとか、そういう形で二次会のほうに行く機会が多いんですけれども、そういう部分で、会費までという部分は私もやはり公費というよりは個人かなと思って、じゃあ公用車の場合はどうなんだということになると思えますけれども、遅くなるようなときは帰したり、そんなにかからないときは待ってもらったこともございました。

そういう部分で、とにかく様々な方々の意見を聞くというのが私のスタンスですから、声をかけられて行けば、続きの話をして、紙に書いて、そして次の日関係する担当課のほうに渡して、忘れないようにと。こういう政治行動を行ってきたものでありますので、あまりよろしくないような部分というのは今後しっかりと考えて、そして判断をしながら、公用車の取扱いについても、今後改めてもう1回、総務課とも公用車の運行について協議をして、今までの誤解を招くようなことがないようにまず努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 続きまして、時間外勤務の件に関するご質問についてでございますけれども、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分ですので、先ほど議員が申し上げました、土曜日に勤務して月曜日に週休日の振

替を行った場合に時間外勤務手当を支給しているかということにつきましては、ここは支給はしなくてもよろしいかなと考えてございます。

それからもう一つ、月60時間を超える時間外勤務について代休時間を指定する制度として時間外勤務代休制度がございますけれども、こちらにつきまして、代休時間を指定した分は、時間外勤務手当については支給割合引上げ分は支給しなくてもよいこととなっており、これまでにこの時間外勤務代休時間という制度を使用した職員はいないものと思っております。

また、今後、60時間を超える勤務で時間外勤務代休時間を利用したいという意向があれば、当然利用させますし、利用しないという申出を受けた際には、それぞれ時間外勤務手当を支払うことになります。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 再質問というか、お願いとなるのかもしれませんが、町長車の運転手の時間外勤務ですけれども、多い月で89時間、少ないときであれば44時間ですね、年間798時間という結構な時間数になっております。ですから、できれば二次会とかであればタクシーとかで戻るとかして、職員の体調管理を十分にしてもらえればと思いますので、その辺はよろしく願ひして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（工藤正孝君） これで小橋昭裕君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月13日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時22分）

令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）

第 1 3 2 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第132回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年6月13日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税
の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 報告第 9号 専決処分した事項の報告について
（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 5 報告第 10号 令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について
- 第 6 報告第 11号 令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 12号 令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第 8 報告第 13号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 9 議案第 51号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 52号 工事請負契約の締結について（南部町重機車庫新築工事）
- 第 11 議案第 53号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第 12 議案第 54号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器）
- 第 13 議案第 55号 財産の取得について（中学校校務用パソコン等機器の賃貸借）
- 第 14 議案第 56号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 15 議案第 57号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 常任委員会報告
- 第 17 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 18 議員派遣の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第58号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

追加第3 議案第59号 南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局参事	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 岩 木 育 子
主 査 松 本 和 香

総 括 主 査 佐 々 木 慶

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第132回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） おはようございます。

それでは、議案説明資料の3ページをお開き願います。

報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び関連する法令が令和7年3月31日公布され、原則4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、3月31日付で専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目、個人町民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応として創設された大学生年代の子等に対する特定親族特別控除に関する規定を加えたものでございます。

2点目は、軽自動車税種別割について、現行の総排気量50CC原付バイクは、令和7年11月から適用される排ガス規制に適合しておらず、今後の生産販売が困難となるため、新たに販売される最高出力を現行の50CC原付バイクと同等レベルに制御した総排気量125CC以下の新基準原付バイクに課する税率を加えたものでございます。

3点目は、加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担の格差を解消することを目的に、加熱式たばこの課税方式が見直しされたため、これに関する規定を加えたものでございます。

その他、法改正にあわせて所要の改正を行っております。

施行日は、原則令和7年4月1日とし、条項ごとに所要の経過措置を設けております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の４ページをお願いします。

報告第７号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたため、３月31日付で専決処分を行い、同日付で公布した上で、４月１日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、固定資産税の課税免除に必要な主務大臣から得る地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意日の期限を令和７年３月31日から令和10年３月31日へ３年間延長したものでございます。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第７号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第７号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第3、報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の5ページをお開き願います。

報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたため、3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布した上で、4月1日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、1点目、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者の税負担の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げたものでございます。

2点目は、経済動向を踏まえ、国保税の軽減世帯を拡充するため、所得判定基準を改正したもので、軽減判定する際、被保険者に乗じられる金額を5割世帯にあっては29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減世帯にあっては54万5,000円を56万円にそれぞれ引き上げたものでございます。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長(工藤正孝君) 日程第4、報告第9号「専決処分した事項の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(石橋一史君) 説明資料の6ページをお開き願います。

報告第9号「専決処分した事項の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、町道における物損事故の損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものです。

内容でございますが、発生日時は令和7年4月7日午後6時35分頃、発生場所は南部町大字高橋字房久保14番地35地先、1級町道、高橋・麦沢線、相手方は五戸町在住の女性でございます。

過失の割合につきましては、相手方の損害のうちの70%を負担するもので、損害賠償金は2万7,746円、示談日は令和7年5月21日であります。

事故の内容でございますが、相手方の車両が町道を走行中、道路の穴に落下し、助手席側の前輪タイヤが破損したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全国町村会損害賠償補償保険で対応してございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第10号「令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書のご用意をお願いします。議案書の33ページをお開き願います。

報告第10号「令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和6年度南部町一般会計予算の継続費において、歳出予算に残額が生じたことから、地方自治法施行令の規定に基づき、令和7年度へ繰り越して使用するため、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

34ページをご覧ください。

10款教育費4項社会教育費の展示収蔵施設整備事業における令和6年度継続費の予算残額2億5,250万2,000円につきまして、表記載の財源をもって、令和7年度に繰り越し使用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第6、報告第11号「令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 議案書の35ページをお開き願います。

報告第11号「令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和6年度南部町一般会計予算に計上した事業のうち、令和7年度に繰り越した事業の経費が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

36ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費の低所得世帯物価高騰支援給付金事業729万8,000円及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業773万円、9款消防費1項消防費の消防ポンプ自動車購入事業7,329万円の3事業、総額8,831万8,000円について表記載の財源をもって、令和7年度に繰り越し実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第7、報告第12号「令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 議案書の37ページをお開き願います。

報告第12号「令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」説明いたします。

下段の報告理由に記載のとおり、継続費を設定しておりますあかね浄化センター建設事業の令和6年度事業費のうち、令和7年度に繰越する事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものであります。

38ページをお開き願います。

2款1項特定環境保全公共下水道の建設改良費のあかね浄化センター建設事業について、令和6年度継続費の予算現額5億115万8,000円のうち、年度内に支出が終わらなかった事業費3億2,660万円を翌年度に逓次繰越するもので、繰越額の財源内訳は表の右側に記載しているとおりであります。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第8、報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」ご説明申し上げます。議案書の39ページをお開き願います。

本件は、地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

それでは、令和6年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただき、2ページをお開き願います。

初めに、組織及び運営状況でございますが、設立・組織の改廃状況、評議員会及び理事会の開催状況は、記載のとおりでございます。

次ページ、3ページをお開き願います。

令和6年度 事業の実施状況でございますが、温泉保養館バーデハウスふくちの管理運営状況、(1)公益事業(水泳指導事業及び健康指導事業)から、5ページをお開き願います。

ページ上段、(9)職員研修事業の状況までは、記載のとおりでございます。

(10)利用者の状況は、前年比約2.0%、3,918名増の19万7,685名でございます。

利用者が増えた主な要因につきましては、健康増進公社独自のキッズフェスタや、かがり火えんぶりと音楽会などのイベント出店販売や、J A F 会員優待サービスなどの健康増進公社独自の企画事業によるものでございます。

(11)収支の状況は、収入1億844万2,000円に対し、支出1億723万5,000円で、収支は120万7,000円でございます。

次に総合交流ターミナルアヴァンセふくちの管理運営状況でございますが、(1)利用者の状況は、前年比 約13.8%、688名減の4,308名で、利用者が減った主な要因につきましては、アイスアリーナ休館により、大会・合宿の受入れが減ったことによるものでございます。

宴会・会合は、前年比約29.8%、498名増の2,171名でございます。

次ページ、6ページをお願いいたします。

ページ中段、(5)収支の状況は、収入2,539万1,000円に対し、支出1,938万3,000円で、収支は600万8,000円でございます。

次にふくち屋外プールの管理運営状況でございますが、(4)利用者の状況は、町内小学校授

業利用が増えたことにより、前年比約5.5%、50名増の954名でございます。

(5)収支の状況は、収入282万1,000円に対し、支出288万5,000円で、収支は6万4,000円の支出超過となっております。

次ページ、7ページをお開き願います。

次にふくちアイスアリーナの管理運営状況でございますが、昨年、令和6年4月26日の冷媒冷凍機の破損により、スケートリンクとしての利用ができなくなったことから、(1)営業日数は、アイススケート団体利用が4月24日までの24日、陸上トレーニング・ローラースケート利用が、休止期間の6月1日から3月31日までで70日となっております。

(3)利用者の状況は、スケートリンクの休館により、アイススケート利用者が、前年比約87.6%、34,143名減の4,818名、陸上トレーニング・ローラースケート利用者が、前年比約3.2倍、1,075名増の1,409名でございます。

(4)収支の状況は、収入898万8,000円に対し、支出1,097万5,000円で、収支は198万7,000円の支出超過となっております。

次にレストランの運営状況でございますが、(1)営業の状況レストラン飲食の提供は、前年比約10.2%、1,639名減の14,433名、宿泊及び合宿食事提供は、前年比約17.5%、1,280食減の6,034食、宴会飲食の提供は、前年比約6.4%、12件減の175件でございます。

(3)収支の状況は、収入4,467万1,000円に対し、支出4,360万9,000円で、収支は、106万2,000円でございます。

次ページ、8ページをお願いいたします。

こちらは、これまで説明いたしました部門別の収支状況で、5つの部門の収入合計は、収入の表右の合計欄1番下、1億9,031万3,000円で、支出合計は支出の表右の合計欄1番下、1億8,408万7,000円で、収支は前年度比約66.3%、1,223万8,000円減の622万6,000円でございます。

次ページ、9ページから13ページまでの別紙1から別紙5は、令和6年度各部門の月別利用者数の状況で、14ページから17ページまでは、第33期の決算報告書でございます。

18ページから22ページまでの参考資料は、各部門開設以来の年度別入館者数、利用者数、宿泊者数の推移状況でございますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

報告第13号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで、報告第13号を終わります。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第9、議案第51号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事(松原浩紀君) 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第51号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症等への対応策として、町独自に令和2年度から実施しております国民健康保険税1万円の減税について、今年度においても、電気、ガスなどの光熱費のほか、食料品等の価格高騰にも歯止めがかかっていない状況を踏まえ、引き続き減税を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、これまでと同じく、基礎課税額の被保険者均等割額2万6,400円を1万6,400円に引き下げ、それに伴う軽減額などに関する税額を表のとおり改正するものでございます。

施行日は公布の日であります。

議案第51号の説明は以上でございます。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第10、議案第52号「工事請負契約の締結について(南部町重機車庫新築工事)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長

○建設課長(石橋一史君) 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第52号「工事請負契約の締結について(南部町重機車庫新築工事)」について説明いたします。

契約の相手方は南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役松本保築、請負代金は1億8,084万4,400円、落札率は92.00%、条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は、9ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容は、車庫倉庫1棟を新築するもので、建物の構造は鉄骨造2階建、建築面積は608.71㎡、延べ床面積は686.71㎡であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和7年12月19日までであります。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第11、議案第53号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(西舘昌男君) 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第53号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」説明いたします。

取得する財産は消防ポンプ自動車、契約の相手方は八戸市売市2丁目4番2号、互光産業株式会社、代表取締役梅内利哉、売買代金は3,690万5,000円、落札率は99.79%であります。

条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は、11ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要は、車種CD-1型、消防ポンプ自動車1台。納入期限は令和8年3月25日、配備先は南部町消防団南部第6分団(赤石)でございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第54号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器）」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課参事（夏堀勝徳君） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第54号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器）」ご説明申し上げます。

取得する財産でございますが、住民基本台帳ネットワーク機器でございます。

令和元年度に導入しました、現在の住民基本台帳ネットワークシステムをJ-L I Sが制定したC S機器更改期間に基づきまして、次期住基ネットへ移行するものです。

現在使用しているシステムは、令和7年11月にかけて標準化への更改期間を迎えることから、

機器更改を行うものです。

契約の相手方でございますが、青森市、株式会社内田洋行 I T ソリューションズ。

売買代金でございますが、1,056万円。落札率は98.68%でありました。

発注方法であります。条件付一般競争入札、次の13ページの入開札一覧表のとおりでございます。

財産の概要でございますが、C S サーバ機器一式、C S クライアント機器一式、ファイアウォール機器一式であります。

納入の期限でございますが、令和7年10月31日であります。

納入場所でございますが、南部町役場でございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第13、議案第55号「財産の取得について（中学校校務用パソコン等機器の賃貸借）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） 議案説明資料の14ページをお開き願います。

議案第55号「財産の取得について（中学校校務用パソコン等機器の賃貸借）」についてご説明申し上げます。

1の取得する財産は、中学校校務用パソコンと機器でございます。

現在、福地中学校及び南部中学校で使用しているパソコンのOSのサポートが本年10月14日に終了するため、新たに機器の更新が必要となったものでございます。なお、名川中学校の校務用パソコン等につきましては、令和4年度に更新しており、今回更新の必要はございません。

2の契約の相手方でございますが、八戸市沼館一丁目4番13号、みちのくリース株式会社八戸支店、支店長若木聡。

3の賃貸借代金は月額41万5,800円、落札率は76.99%でございました。

4の発注方法であります。条件付一般競争入札で行われ、入札業者は、次ページの入開札一覧表のとおりでございます。

5の財産の概要でございますが、管理総括用サーバ2台をはじめ、ノートパソコン46台、プリンターがカラーとモノクロ合わせて8台であり、賃貸借期間終了後は町に無償で引き渡すものとして考えております。

6の賃貸借期間でございますが、本年9月1日から令和12年8月31日までの5年間の長期継続契約を締結させていただきたいと考えております。

7の納入場所は、福地中学校及び南部中学校でございます。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

報告第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第14、議案第56号「令和7年度南部町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(菅谷信也君) お手元に議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の53ページをお開き願います。

議案第56号「令和7年度南部町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億4,708万8,000円を追加し、予算総額を129億6,708万8,000円とするものでございます。

56ページをお開き願います。

第2表、継続費補正は町勢要覧の作成業務につきまして、令和7年度に297万円、令和8年度に198万円、総額495万円の2か年度にわたる継続費を追加するものでございます。

62、63ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費の6目企画費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精査による返還金、1,072万9,000円を計上するものです。

2段目、2項徴税費の1目税務総務費は、所得税の確定等に伴い、給付金の支給額に不足が生

じた方などへの定額減税調整給付事業の経費といたしまして、8,136万7,000円を計上し、財源といたしまして、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を歳出と同額の8,136万7,000円を充当するものでございます。

3段目、4項選挙費の3目参議院議員通常選挙費についてですが、投票管理者や立会人の報酬などに不足が見込まれることから、51万5,000円を計上するものです。

62、63ページ下段から64、65ページ上段の3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費は、物価高騰対策による町独自の高齢者への支援として、65歳以上の高齢者に3,000円の商品券を交付することとし、これに係る経費2,493万8,000円を計上したほか、18節負担金補助及び交付金には、活動費の単価改正により、民生委員児童委員協議会活動費補助金に11万7,000円を追加し、財源として県補助金の民生委員活動費交付金を同額充当とするものです。

また、21節補償補填及び賠償金には、高額介護合算療養費等未支給に係る補償金として142万5,000円を計上するものです。

2行目、5目障害者福祉費は、就労選択支援制度創設に伴うシステム改修費として73万7,000円を計上するものです。

3行目、8目介護保険事業費は、介護保険特別会計における業務用携帯電話のテレビ受信料未契約分として、繰出金12万5,000円を追加するものです。

2段目、4款衛生費1項保健衛生費の3目予防費は、今年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として2,593万7,000円を計上するものです。

2行目、5目精神保健費及び3行目、8目健康対策費は、業務用携帯電話のテレビ受信料未契約分として、それぞれ6万4,000円を計上するものです。

66、67ページをお開き願います。

2段目、9款消防費1項消防費の2目非常備消防費は、消防車両におけるカーナビシステムのテレビ受信料分として、26万4,000円を計上するものでございます。

3段目、10款教育費1項教育総務費の2目事務局費には、中学校統廃合検討委員会の委員報酬として、80万6,000円を計上するものです。

ページをお戻りいただきまして、60、61ページをお開き願います。

歳入の説明でございますが、歳入のうち、特定財源として充当されるものにつきましては、歳出でそれぞれ説明したとおりでございます。

本補正予算の不足する財源につきましては、3段目、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金に6,560万4,000円を追加し、対応するものでございます。

議案第56号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第15、議案第57号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の71ページをお開き願います。

議案第57号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に12万5,000円を追加し、予算の総額を28億2,393万5,000円とするものでございます。

初めに歳出からご説明いたしますので、80、81ページをお開き願います。

1 款 3 項 2 目 13 節 使用料及び賃借料に、介護の認定調査などで使用する携帯電話のNHK放送受信料未契約分として12万5,000円を追加するものでございます。

78、79ページにお戻り願います。

歳入であります、歳出でご説明いたしました補正内容の財源として、一般会計から12万5,000円を繰り入れるものでございます。

議案第57号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第57号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第16、「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第17、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております申し出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し入れたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（工藤正孝君） 日程第18、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（工藤正孝君） お諮りします。本日、町長から議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第58号と議案第59号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

（午前10時47分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時48分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） それでは本日追加提案いたしました議案2件につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、令和7年7月から同年9月までの間に支給する本職の給料の月額を、100分の10減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、先日の議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、南部町健康増進センターにおける「バーデハウスふくち」の維持運営を考慮し、「ふくちアイスアリーナ」については、スケートリンクとしての供用を取りやめることとし、所要の改正を行うものであります。

以上追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料追加提案の3ページをお開き願います。

議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨であります。令和7年7月から同年9月までの間に支給する町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

内容であります。この度の減額は、本定例会の一般質問に対し、町長が自らの給料を減額する旨、答弁申し上げたことに伴うもので、令和7年7月から同年9月までの間に支給する、町長の給料について、給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減額した額とするものであります。

施行日は公布の日であります。

以上で議案第58号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第3、議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 追加提案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、令和7年3月27日に提出された「南部町健康増進センターふくちアイスアリーナ在り方検討委員会」からの提言書について、検討を行った結果、「ふくちアイスアリーナ」

については、スケートリンクとしての供用を取りやめることとしたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1つ目でございますが、「ふくちアイスアリーナ」を「ふくちアリーナ」に名称変更すること。

2つ目でございますが、スケートリンクとしての利用に関する規定を削除すること。

3つ目でございますが、スポーツのほか、イベント会場として利用できるよう、利用料金に関する規定を改めること。

これら3つの改正のほか、4つ目としまして、取壊し済みのウォータースライダーに関する規定の削除及び字句の調整を行うものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

なお、ふくちアイスアリーナは、昨年、令和6年4月にスケートリンクの冷媒冷凍機が故障し、スケートリンクとしての利用を休館しております。

「ふくちアイスアリーナ」の在り方について、検討委員会を昨年12月に設立、4回にわたり検討を行い、今年3月27日に町長へ提言書を提出いたしました。

提言書概要は記載の4項目で、町としては、「施設改修を行ったうえで、アイスアリーナとして活用していく」とする、提言書の第1項目を重く受け止めつつ、施設設備の改修に係る経費、ランニングコスト、今後の施設利用見込みなどを総合的に勘案した結果、アイスアリーナとしての存続は困難であるとの判断に至ったものでございます。

議案第59号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。小橋昭裕君

○3番（小橋昭裕君） 今回もアイスアリーナが廃止ということで条例の改正が上がっておりますが、この「ふくちアイスアリーナ」については、昨年定例会の一般質問においても、町長の答弁で、検討委員会の提言書をもとに議員の皆さんと相談・協議してまいりたいという答弁がありました。

提言書が提出されてから、4月末には全員協議会で説明があり、そのときも町長が今後議員の皆さんと協議していきたいと、次の全員協議会では私の考えを伝えるとおっしゃっておりましたけども、その後開かれた5月末の全員協議会でアイスアリーナとしてではなく、違う形で改修す

ると、アリーナとしてですね、改修するという方向で、6月定例会に条例改正を提案するという
ことでした。

議員の皆さんと協議するっていう話なんですけど、全員協議会の2回、私としては協議したと
いう記憶がないんですけど、これが町長が言う協議ということでしょうか。また、それで協議し
たと言えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） アリーナについては議員にも検討委員会の状況も全て報告をし、そして
また、議員の皆さんの意見も聞きました。そういう中において早めの判断をしていかないと、い
つまでも方向性が決まらないということは、次にどうやっていくかというのも決まらない。そう
いう中で、議員の皆さんからは、議員全員協議会のときも聞いていますし、そうでないときでも
いろいろ話を聞いてきました。そういう中において、大方の議員の皆さんはやむを得ないだろう
とそういう判断をしたことによって、2回目のときに再度、一応疑義意見はないかということも
確認をして、私の考えも述べてご理解をいただきたいと、こういうふうに進めてきましたので、
全くしなかったということではないと思っています。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） それでは、討論を行います。

今回健康増進センターの条例の一部改正についてですけども、私は反対という立場で討論した
と思います。

先ほど質問でも話しましたが、全く私は協議されたと思っておりません。

検討委員会の会議資料を提供してもらい見ましたが、資料の中では、フローチャートが示
されており、その中で存続か廃止の方針を決定すると。存続と決定した場合は、アイスアリーナ

として全面改修か部分改修の改修方法を決定すると。廃止と決定した場合は、用途変更して活用するか、利活用しないか決定する。フローチャートにはこういう流れになっております。

検討委員会において、多数決により存続、そして全面改修ということが決定されました。

検討委員会の皆様にとってアイスアリーナの改修には多額の費用がかかる、そして維持管理にも毎年多額の費用がかかるということを説明を受けながら存続全面改修を決定するということは、非常に悩ましいことであつたと思っております。

しかし、この後役場が作成した提言書案には、廃止と決定しなければ選択されない、「用途変更して活用する」という項目が含まれていました。

私としては、役場がここに落としどころとして追加したいのではないかという疑いももってるくらいです。

せっかく検討委員会の皆さんが、お金がかかる中、存続と決めたその思いを踏みにじる行為ではないかと私は思っております。

アイスアリーナとして運営していくには多額の費用がかかるのはわかっております。

しかし、現状では八戸市にあるアイスアリーナでは足りずに、スケートをやっている皆さんは青森に行ったり、二戸市に行ったり、遠くは盛岡市まで行ってる方たちもいます。この地区に結局アイスアリーナが足りないと私は思っております。

今決定するのではなく、今後利用者が多い八戸市さんにも協力いただくとか、スクラムエイトというのも形成しております。そちらの方で、皆さんで運用していく、広域的に考えていくと、三八地区にうちのアイスアリーナも残して、そうすれば県外まで行かなくて済むのであるのであれば、協議する価値はあると思っております。

なので、現時点で廃止するのではなく、そういう努力ですね、頑張ってみて、それで駄目だったら仕方がないと思いますけども、今改正するには、時期的にちょっとまだ早いんじゃないかと思うので、できれば協議するという事で、今回はこの条例には反対ということで、お願いしたいと思っております。

以上、私の反対討論とします。

○議長（工藤正孝君） 次に原案に、賛成者の発言を許します。山田賢司君。

○10番（山田賢司君） 私は賛成の立場でこの発言をしたいと思います。

南部町は少子化が進み、高齢化も進み、人口減少も進み、こういう中で将来を見たときに、こ

のアイスアリーナの建設、また維持コストを考えたときに大変な負担になってくるのではないかと。確かにあることはいいことだし、交流人口も増える。そういうものも考えられますが、この施設を有効利用する、アイスアリーナとしてではなく、他の施設として考えた場合に交流人口を増やす手立てというのは様々あると思います。

南部町はいろんな面である程度基金の積み立てもある部分もありますけれども、将来を見据えたときに、本当にこれが必要なのかと、私、検討委員会の委員としてありました。その中でやはり検討委員会の賛成意見だけじゃなく、やはり反対意見というの、先ほど小橋議員からは、何か町がそのような画策をしたのではないかという文言が入っているような言い分をしていますが、やはり検討委員会の中で少数意見でも、その意見をあそこに記していただいたということは、私は大変重要なものではないのかなと思っております。そういう中でやはり将来像を見たときにこのアリーナは別施設、またいろんな施設として改修などを行うことによって交流人口を増やし、そういう中の有効利用をしていけばいいのではないかと考えをもって、私はこの改正条例には賛成させていただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 他に討論はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 私はふくちアイスアリーナ廃止の当該条例案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどの小橋議員との内容ともちょっと重なる部分がありますが、ご了承の上お聞きください。

皆さんご承知のとおり、ふくちアイスアリーナの在り方検討委員会から出された検討結果は、持続可能な施設を目指すべきとのことでありました。ところが、これを受けてこの時期に検討結果に後ろ足で砂をかけるような行為、こういったことをですね、行政議会が行おうとしているのは私から見れば、少々状況を逸した行為だと言わざるを得ません。

こういった切なる要望に対してですね、肯定的に向き合う余地はないのでしょうか。常識ですとかですね、良心の呵責、そういったものはないのでしょうか。何故にふくちアイスアリーナ設置に関する条例を廃止して、ふくちアリーナへの改修工事を急ぐのでしょうか。

設備は利用者のためにあります。施設の設置者は施設を健全に維持管理する義務があります。であれば、「氷と交流の港」八戸との広域的な連携を模索する余地は十分あると私は考えております。

そもそも、ふくちアイスアリーナの冷凍機の破損の報告を受けてから、今日に至るまでの一連

のプロセスに大きな有害なものを感じているのは私だけではありません。このタイミングで廃止条例案を提案するという行為自体が、検討委員会に対する背信行為であります。このような強引なやり方で検討結果を無理やり集結させようとしていることに、いったいどういった裏の意図があるのか不思議に思います。

そもそもが、ふくちアイスアリーナの在り方検討委員会は、地方自治法第138条の4第3項に基づいて設置されたものと私は理解しておりますが、それに従えば検討委員会の法的立場には、議決権ですとか、執行権はありません。また、執行機関である町がその検討結果を採用する義務もありません。無視することも何ら問題ありません。ですがそれでいいのでしょうか。そもそも当初からふくちアイスアリーナの再建をするつもりなどないのであれば、検討委員会自体を立ち上げるべきではなかったのではないのでしょうか。一生懸命やったふりをしました。いわゆるアリバイ工作作りです。私にはそのように見えます。滑稽ですらあります。財政的な問題と発言される方々がおられますが、施設の老朽化は町村合併当初からの共通認識ではなかったのでしょうか。企業会計的意識があるわけですから、計画的な修繕のための予算確保等が必要だったはずであります。施設の機器、機材の管理意識、管理能力の不足を指摘する人たちがおられます。企業経営としての企画力のなさ、企業経営としての営業力のなさをして指摘する人もいます。過去の内部的不祥事も一つ二つあったようであります。それを見ないふりをしてきた行政議会にも責任はあると私は考えます。中長期的な視点から企業経営改善の余地があるということは明白なわけですから、その改善に注力なさってはいかがなものでしょうか。

話を変えます。20年前、町村合併後のことであります。何かの機会に、旧南部町の道路事情について、現地視察をしたことがありました。幅2、3メートルの道路が、県道認定されており、認定された当時のまま県道としてそのまま使用されておりました。また、実に多くの田んぼの畦道がですね、ガードレールがないまま

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君に申し上げます。ただいまの発言は議題外に渡っておりますので注意します。

○16番（川守田稔君） 具体的にはどういうことですか。

○議長（工藤正孝君） ふくちアイスアリーナの判決を行っていることでありますので。

○16番（川守田稔君） はい。わかりました。

アイスアリーナに関して間接的に関連があると思って、私は発言してるんですけど。

○議長（工藤正孝君） 関係ありますか。

○16番（川守田稔君） 関係あると思います。

ガードレールもないまま、鉄道の枕木で補強されて町道認定されてあった道路がありました。旧南部町の特別な事情があったのでしょうか、当時私はずいぶんと驚きました。こういう言い方はしたくはないのですが、非常にいやらしいものの言い方だということは承知の上であえて申し上げます。

20年前の町村合併によって、インフラ整備において一番の恩恵を受けたのは旧南部町であります。このような現実を背景に、この条例に賛成なされますか。

バーデパーク開設当初、旧福地村には特別の熱量がありました。村の議員一人ひとりが営業マンとなって、年間パスポートを売ってました。私にもお誘いがあって、よく覚えてます。村一丸になって盛り上げていこうという意気込みがその頃ありました。バーデパークというのはそういう存在でありました。少なくとも、旧福地村の町民にとっては、この地域に暮らすためのアイデンティティーの一部を構成するランドマーク的な大切な施設です。人の思いとか、願いとか、そういったものをこのように粗末に扱うべきではないと思います。

町民とのキャッチボールは町長だけがやっているものではありません。議員であり、議員であれば誰でもやらざるを得ません。町の職員にあっても同様です。

お気づきでしたでしょうか。今まさにあなたにボールが飛んできています。それをあなたはキャッチしようとしません。足元に転がっていた別のボールをうやうやしく拾い上げました。顔面の直撃の危険球を投げ返しました。そういうことだとお気づきでしょうか。私にはそのように見えます。善処なされることを希望いたします。終わります。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（工藤正孝君） ご着席願います。起立多数です。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第132回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月6日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決、ご承認並びにご同意を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました、物価高騰対策に係る事業につきましては、町民の皆様速やかに支援をお届けできるよう、実施に向けた作業を進めてまいります。

先日の議員全員協議会でご説明申し上げましたが、当町職員による事務処理上のミスが発生し、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけする事態となりましたことについて、深くお詫びを申し上げますとともに、今後は、全職員が改めて緊張感と責任感をもって業務にあたり、万全なチェック体制を構築し、法令等に基づく適切な行政事務の執行を徹底することにより、町民の皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、三戸郡総合スポーツ大会についてであります。6月1日に先行開催されましたボウリング競技を皮切りに、第77回三戸郡総合スポーツ大会が、6月7日と8日の2日間、三戸町を主会場に開催されました。

昨年度は、惜しくも総合6連覇を逃しましたが、本年度は、14競技、17種目に、選手・役員、総勢262名の南部町選手団の皆様が出場し、見事総合優勝旗を奪還したところであります。

選手団の皆様には、日頃の練習の成果をいかに発揮いただいたことと、その御努力に敬意を表しますとともに、スポーツの力で、南部町を盛り立てていただくことを期待するものであります。

また、明日6月14日からは、第2回三八中学校体育大会夏季大会が開催されます。

昨年度から全ての競技が三戸郡及び八戸市の中学生で競われることとなり、大会の規模が大きくなっておりますが、町内中学校生徒の活躍に期待するところであり、特に、3年生にとっては、最後の大会でありますので、何よりも悔いのないように、全力を出し切っていただきたいと願うものであります。

次に、熱中症対策についてであります。地球沸騰化と言われるほど地球の平均気温の上昇が続く中、国では熱中症警戒情報や、一段階上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとしており、町では、その情報が発表されたときに常に対応できるよう、昨年を引き続き、7月から9月までの3か月間、いちょうホールなどの町有施設3か所を、特別警戒情報発表時の避難所となる「クーリングシェルター」に指定し、開放することとしております。

これらにつきましては、健康被害にあわないよう、町民の皆様にも有効に活用していただくために、町ホームページや広報紙に掲載するほか、熱中症に関する警戒情報と併せて、八戸圏域の市町村で運用している八戸市安全・安心情報システム「ほっとスルメール」などにより周知してまいります。

次に、鳥獣対策についてであります。今年も緑の芽吹きとともに、サルやシカなどの目撃情報が増加しており、農地のみならず住宅街へも出没し、町民の皆様は不安を感じていることと思います。

町では、猟友会にパトロールの強化を依頼し、わな設置などによる捕獲活動を行っていただいているところでありますが、引き続き、捕獲のための有資格者の確保に取り組みながら、捕獲体制の強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、私は、本定例会において、次期町長選挙に立候補することを表明させていただきましたが、合併以来20年間、皆様と共に南部町を築きあげてまいりました。次の4年間では、さらに充実した施策を展開して町政を前に進め、私自身の集大成として全力で取り組ませていただきたいと考えているところであります。一般質問への答弁でお話しさせていただきましたとおり、現在進めている南部藩発祥の地「南部町」を町内外にPRするための展示収蔵施設の整備については、

令和9年4月のオープンに向けてしっかりとやり遂げることに加え、（仮称）第3あけぼの宅地分譲地の販売により若年層家族の移住定住を増やしていきたいと考えております。さらに先ほど議題となりました、ふくちアイスアリーナの今後の活用に道筋をつけることが大事だと思っております。いろんな意見があるわけでありますが、私もさまざま意見を聞き、また、委員の皆様全員ではありませんけれども、個人的には反対だけでも、スポーツ振興している立場からはやっぱり賛成せざるを得ないとか、やはり自分の中身のところと、だいぶ違う方もいるなということもわかりました。そういう部分も含め私も素人アイスホッケーをやってみましたので、気持ちはもう十分わかってるつもりです。しかし、我々はその自分のことだけではない、総合的に判断しなければならないのが我々の立場でありまして、予算の関係もあります、実際活用している方々が町民の2割と、ここも非常に問題なわけでありまして、そういう部分を様々考えた結果、今回はアイスアリーナについては、一旦は廃止させていただいて、その後また今後どういう道がいいのか。これはまた議員の皆様とも協議させていただきたいということは全協でもお話をさせていただいております。

また、どのような方向があるのか。県また広域的にそういう可能性もあるのかという部分については、関係近隣とも話題としては出していきたいと思っておりますが、町としては一つの区切りをつけないと次に進まないという部分での今回の提案でございましたので、何卒ご理解を賜りたいと思います。

さらには道路の関係で、県道櫛引・上名久井・三戸線の赤石工区におけるバイパス道路の早期着工、完成、そして、（仮称）命を守る希望の橋の実現のほか、引き続き、子育て世代に対する支援の継続や、高齢者世代の方々が安心できる町づくりなどの公約について整理し、後日、発表させていただく所存でございます。

町長就任以来、念頭に置き続けてまいりました、「常に町民のために」、「常に町民の皆様と共に」を、町民の皆様に実感いただくため、改めて「初心忘るべからず」の精神のもと、町民とのキャッチボール、これは議員の皆さんも当然行っているわけでありましてけれども、回数的な部分からすれば、町に対する賛同的な意見、またはそれは違うんじゃないかとそういう反対の意見、様々な方々と数多く対話をしてきました。そしてまた、実行してきたものもあります。そういうことを踏まえて今後とも、できる限りの町民の皆様と対話を通じながら、町民の皆さんが笑顔で喜んでもらえるまちづくりをし続けてまいりたいと思っておりますので、引き続き、議員各位並びに町民の皆様の絶大なるご支援ご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げる次第であります。

結びに、これから梅雨の季節を迎え、蒸し暑くなつてまいりますので、議員各位におかれましては健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しまして、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会の、閉会のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　ここで閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月6日から本日まで8日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開にまい進されますよう、町長をはじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第132回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時29分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署名議員 中 舘 文 雄

署名議員 根 市 勲

第132回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月10日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

7番 坂 本 典 男

1. 宅地造成について
2. 工藤祐直町長の政治姿勢について

2番 夏 堀 剛 充

1. 大河ドラマの招致と展示収蔵施設オープンに向けてのお土産の開発について

4番 工 藤 愛

1. 消防団への支援について

16番 川 守 田 稔

1. 令和7年3月定例議会における予算案提出理由の説明内容について

3番 小 橋 昭 裕

1. なんぶちえりバススクール対応便について
2. 公用車（町長車）の運用について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 沼 畑 俊 吉 君

2番 夏 堀 剛 充 君

3番 小 橋 昭 裕 君

4番 工 藤 愛 君

5番 松 本 啓 吾 君

6番 久 保 利 樹 君

7番 坂 本 典 男 君

8番 滝 田 勉 君

9番 西 野 耕太郎 君

10番 山 田 賢 司 君

11番 八木田 憲 司 君
13番 工 藤 正 孝 君
15番 馬 場 又 彦 君

12番 中 舘 文 雄 君
14番 根 市 勲 君
16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局参事	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	統 括 主 査	佐々木 慶
主 査	松 本 和 香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第132回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

7番、坂本典男君の質問を許します。坂本典男君。

（7番 坂本典男君 登壇）

○7番（坂本典男君） おはようございます。

このたび第132回南部町議会定例会におきまして質問の機会を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。

令和7年度が始まり、早くも2か月が経ちました。

世界情勢に目を向けますと、アメリカのトランプ大統領により導入された相互関税、いわゆるトランプ関税は、日本を含む各国に大きな影響を及ぼしているところでございます。

日本に目を向けますと、物価高騰が家計に深刻な影響を与えており、特に米の価格に対する関心が高まっております。政府においては、随意契約による備蓄米の売渡しを実施し、これを

安価かつ迅速に供給する施策が講じられました。しかし、ブランド米に関しては依然として高値が維持されている状況でございます。

国会をはじめとする各種の場においては、米の適正価格の確保が強く求められております。南部町の基幹産業である農業、特に米農家の皆様の現状を鑑みますと、燃料費、機械設備、肥料等の生産資材の価格高騰も相まって、過度に安価な価格での取引は、農家の経営を圧迫し、生活を著しく困難にする要因となってまいります。

米は主食であり、日々多くの方々に消費されている重要な農産物でもあります。このたびの「令和の米騒動」とも呼ばれる状況は、米の生産から流通、販売に至る全体のプロセスを見直す機会と捉え、今後の国の動向を注視しつつ、本町の基幹産業にどのような影響を及ぼすのか的確に把握・分析し、必要に応じて町としても適切な対応を講じていく必要があるものと考えております。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

初めに、宅地造成について伺いいたします。

第100回定例会においても、人口減少対策の一環として実施されている宅地造成について質問させていただいたところでございます。

現在、特別宅地分譲地「チェリータウン桜場」に続く分譲地として「（仮称）第3あけぼの」の整備が進められております。

チェリータウン桜場におきましては、扶養家族のいる世帯や町外からの転入者に対する割引制度などを導入し、多くの注目を集めました。また、「子育てにやさしい町」という町の方針との相乗効果もあり、2021年の人口移動報告においては転入超過を記録しております。

令和6年度には旧杉沢中学校の解体工事が完了し、令和7年度当初予算においては、第3あけぼのの宅地分譲地の整備に関する予算が計上されております。分譲に向けて着実に準備が進められているものと認識しております。

多くの方々に南部町への移住定住を促進していくためには、宅地分譲地の効果的なPRが極めて重要であると考えております。特に、チェリータウン桜場のような子育て世帯に対する割引の有無は、多くの方々の関心を集める事項であります。

一方、新たに本町へ転入される方々にとりましては、新しい環境における生活に不安を感じることもあるかと存じます。そうした方々が町の情報を把握し、地域の方々とのつながりを構築する上で、町内会をはじめとする地域住民との関係性は極めて重要な要素であると認識しております。

これらを踏まえ、現在整備が進められております（仮称）第3あけぼのの分譲地について、現在までの整備状況と今後の造成工事の予定について、販売価格及び販売促進に向けたPRの方法について、町内会等の地域住民との関わりについて、以上の3点についてお伺いいたします。

続きまして、工藤町長の政治姿勢について質問いたします。

工藤祐直町長は、平成18年に多くの町民からの支持を得て初代南部町長にご就任されました。以来、19年間にわたり様々な政策にご尽力されてこられました。

子育て支援においては、ゼロ歳から大学まで切れ目のない支援を実施し、小中学校の給食費無償化、高校生までの医療費無償化、ぴよすくーぼんの発行など、幅広い支援策を展開されております。さらに、令和6年度には、小中学校の修学旅行費や小中高校生の支援、そして新たに開始された、令和7年度からはゼロ歳から2歳までの保育園無償化も実現されております。

また、安全・安心な南部町を実現するために、防災対策にも尽力をされております。

平成25年9月の台風18号による大規模水害をはじめ、南部町は水害による被害を度々経験してまいりました。そのような中、工藤町長が会長を務められております馬淵川とともに生きる期成同盟会においては、国や県に対し河川整備の要望活動を継続的に行い、近年においては人的被害が発生しておらず、整備の効果を実感しているところであります。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応においても、飲食業者緊急対策支援金をはじめ、農畜産業先行型持続化給付金、全業種対象の緊急対策支援金、学生アルバイト支援金など、早期の支援策を実施されました。

この迅速な対応は、合併以来進められてきた行財政改革による健全な財政運営の成果であり、そのご尽力に深く敬意を表するものであります。

令和8年1月には本町合併20周年の節目を迎えることとなります。引き続き、人口減少対策をはじめとする重要課題への取組が求められる中、南部町の舵取り役として工藤祐直町長に引き続きご尽力いただきたく、強く願う次第であります。

来年2月には任期満了を迎えられますが、これまでの実績及び決断力を鑑みるに、町政の継続的発展を担うのは工藤祐直町長をおいてほかにはないと確信しております。同様の考えを有する議員も多くおられるものと存じます。

町民の皆様の声を代弁し、来期におきましても南部町の舵取り役を引き続き担っていただくことを強く要請するとともに、次期町長選挙へのご出馬についてのご所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、坂本典男議員にお答え申し上げます。

まず、（仮称）第3あけぼの宅地造成事業は、移住定住の促進のため、剣吉地区のチェリータウン桜場に続く宅地分譲地として、統合により廃校となった旧杉沢中学校跡地を活用して整備を進めております。全体の計画面積は1.68ヘクタールで、1区画95坪程度、全部で29区画の分譲を予定しております。

まず、現在までの整備状況と今後の造成工事の予定であります。令和6年度に宅地造成の測量設計が完了し、県に対して開発許可の申請を提出いたしました。令和7年度は宅地かさ上げの盛土工事と造成地からの排水の流末整備工事を予定しており、現在、隣接する県道の擁壁撤去工事を先行して実施しているところであります。

今後は、令和8年度に造成工事及び道路側溝整備工事、令和9年度に水道整備工事、公園整備工事などを順次進めまして、令和10年度に区画の境界測量及び登記事務を行う予定としております。

次に、販売価格及び販売促進に向けたPRの方法についてであります。まず、（仮称）第3あけぼの宅地分譲の販売価格につきましては、チェリータウン桜場のモデル単価の40歳未満の夫婦で子ども2人の4人家族が町外から転入される場合の価格であります。1坪当たり1,980円を基本に設定してまいりたいと考えております。

次に、販売促進に向けたPRの方法についてであります。また、（仮称）第3あけぼの宅地分譲の販売方法につきましては、既に完売の実績のあるチェリータウン桜場の事例を参考としながら、効果的な販売促進のPRの施策を進めてまいりたいと考えております。

チェリータウン桜場での具体的な販売促進の取組は、県内の主要テレビ局である青森放送、青森テレビ、青森朝日放送の3局及びFMラジオでのコマーシャルに加え、東奥日報社、デーリー東北新聞社への折り込みチラシを利用した広告を行ったほか、ホームページやプロモーションビデオを通じてインターネットでの販売PR活動を行っております。さらには、誘致企業の事業所につきましては、個別にPRもしたいと考えております。

（仮称）第3あけぼの宅地分譲では、ただいま申し上げました取組のほかに、若い世代で浸透しているXやインスタグラムといったSNSを駆使し、分譲地の魅力を若者世代にも広く伝

わるような情報発信をしてまいりたいと考えております。

特に、当町の子育て支援につきましては、先ほど坂本議員からも紹介がありました、ゼロ歳から2歳児に対して毎月5,000円分の商品券「ぴよすくーぽん」や、幼児期における保育料の無償化に加え、ランドセルや制服の購入補助、小中学校給食費の無償化、高校生までの医療費の無償化、修学旅行費用の補助、さらには受験生のための支援、高校への通学支援、また県立名久井農業高等学校への給食の提供、大学生を持つ保護者への支援など、そのほかにも数多くのきめ細やかな施策を通じて、県内でも随一の充実した子育て支援を展開しております。

こうした子育て支援策を全面に打ち出し、子育てや住まいづくりを全力で応援する町として、県内外の方々に当町を選んでいただけるような魅力ある販売展開を行ってまいりたいと考えております。

販売に向けたスケジュールにつきましては、令和7年度は販売方法及び名称の検討、令和8年度から9年度は広告、宣伝活動、令和10年度は先行予約販売の実施、令和11年度から通常販売及び本契約を開始する予定としており、販売に向けた準備が整い次第、できるだけ早い段階で、購入をご検討いただいている皆様を対象に現地説明会を開催したいと考えております。

次に、町内会等の地域住民との関わりについてであります、（仮称）第3あけぼの宅地分譲地につきましては、あけぼの行政区及び杉沢行政区が隣接の町内会となります。

今年度は両町内会との協議を進めていく予定としており、チェリータウン桜場を町内会に組み入れた際の事例を参考に、今後の地域との関わり方について、両地区と丁寧に意見交換を行い、合意を図ってまいりたいと考えております。

また、旧杉沢中学校にある桜の木の取扱いにつきましては、現在は残す計画としておりますが、地元から伐採してはどうかとのご意見もあることから、町内会との相談の上、今後の方針を決定してまいりたいと考えております。また、仮に伐採の場合は、1区画もしくは2区画が増える可能性もあると思われます。

次に、次期選挙に再度立候補する考えはあるかについてであります、結論から申し上げます。様々熟慮した結果、次期町長選挙に立候補することを決意いたしました。理由といたしましては、住み続けたいまちづくりのため、さらに充実した施策を展開し、町政をさらに前に進めたい、皆様と共にさらに前進する南部町を築いていきたいという思いがあるからであります。

当町は、住み続けたい街（自治体）ランキングにおいて弘前市に次ぐ県内第2位に、街の幸福度（自治体）ランキングにおいても県内第4位に選出されました。これは、当町が継続的に

取り組んでまいりました子育て世代に対する手厚い支援や、移住定住支援、コロナ禍や物価高騰に対する生活支援などの取組や事業を評価いただいたものと受け止め、これまで取り組んできたまちづくりの成果が現れている証であると思っております。

その子育て支援としましては、ゼロ歳から大学卒業まで切れ目なく町独自の手厚い支援を継続的に実施し、ゼロ歳から２歳までの保育料、小中学生の修学旅行費用等の無償化のほか、小学生のランドセルや中・高校生の制服の購入費用を補助する入学支援金事業の実施を進めることができました。

また、子育て世代の方が安心して住み続けられるよう、チェリータウン桜場の分譲に加え、議員のご質問にもありました（仮称）第３あけぼの宅地造成事業を進めており、早期の分譲を目指しているところであります。

現在の任期中に限らず、その時々々の社会情勢の変化に対応し、必要な時期に必要な対策を実施することができましたことは、何より議員並びに町民の皆様方のお力添えのたまものであると実感しているところであります。

合併以来20年間、誠心誠意働いてまいりました。ありがたいことに職員からも、私のスケジュールを見て、町長、少し働き過ぎだと、少し休んでくださいとも言ってもらっておりますが、この20年間を無駄にしないよう、そして、現在進めている、南部藩発祥の地南部町を町内外にPRするために展示収蔵施設の整備を進めておりますが、令和９年４月に予定しているオープンに向けてしっかりとやり遂げ、加えて、ソフト事業では、子育て世代、高齢者世代の方々が安心できるまちづくり、ハード事業では、ふくちアイスアリーナの今後の活用や、県道櫛引・上名久井・三戸線の赤石工区におけるバイパス道路の早期着工、完成、そして「命を守る希望の橋」の実現など、さらなる南部町の発展に私自身の集大成として全力で取り組んでまいりたいと考えております。

出馬表明の決意に当たりましては、後日、具体的な公約等について整理し、発表したいと考えておりますので、ぜひとも議員各位の皆様方にもご支援賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。坂本典男君。

○７番（坂本典男君） ご答弁を賜りありがとうございます。みんなが聞きたがっていたことだと思いますので、大変うれしく思います。

まずは、次期町長選へのご出馬に向けた力強いご決意を示されたことに心より敬意を表します。町長の熱い熱意と力強い覚悟を改めてうかがい知ることができて、南部町の今後に対し、私を含め多くの議員が安堵し、また期待を寄せているところでございます。

これまで町長におかれましては、合併以降、南部町の発展に向け、各種施策の実施にご尽力されてまいりました。改めて深く感謝申し上げます。しかし、人口減少が進行する現状を鑑みますと、町のさらなる発展のためにはなお多くの課題が山積しているものと認識しております。我々議会におきましても、町勢発展のため引き続き全力で取り組む所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、良好な行政運営の基礎となるのは何よりも健康で、町長におかれましては、万全の健康管理の下、来期以降も引き続き南部町の舵取り役をお務めいただけるよう、切にお願い申し上げます。

では、宅地造成について少し質問させていただきます。

1点目に、町長が詳しくご説明いただきましたので、既存の町内会にどちらか、杉沢町内会、あけぼの町内会のほうへの今後の対応といたしますか、説明会などは予定しているのか、そこを少しお伺いしたいと思います。

そして2点目に、人口減少の抑制を図るに当たっては、転入の促進に加え、現在町内に移住されている方々が引き続き定住していただくことも極めて重要であると考えております。このような観点から、既存住民の方々が（仮称）第3あけぼのの団地へ居住を検討する際に何らかの助成措置を講じるお考えがあるのか、併せてお伺いいたします。

再度答弁をお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、町内会さんとの対応でございますけれども、現在、2町内会さんがあるわけでありまして。今度、第3あけぼの町内会、これが単独の町内会がいいものなのか、既存の町内会さんのほうに一緒になると、こういう議論になってくると思いますので、追って町内会さんと当然相談をさせていただいて、協議をしていかなければならないなど思っております。また、説明会のほうもしっかりとさせていただいて、納得いく、ご理解いただけるような形で進めてまいりたいと思っております。

また、助成金等につきましては、今後検討させていただいて、チェリータウン桜場の例があ

りますので、一つはその例に準じて進めていくことになると思いますので、ここは万全を期して、そして、最終完成ができる前にある程度の区画の形が見えれば、早めに現場説明会をしたいなと思っております。そしてまた、早めの1回募集を取ってみるということもスピード感が出てくるのかなと、早く確定するのかなとも思っておりますので、できる限り、一年でも早く第3あけぼののほうに決めてもらえるということを取り組んでいきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。坂本典男君。

○7番（坂本典男君） 最後です。ご答弁ありがとうございました。

人口減少の抑制に向けまして、子育てにやさしい町の実現に資する魅力的なソフト事業などの推進が重要であります。それと同様に、宅地造成をはじめとするハード面の整備も極めて重要な要素であると認識しております。

また、新たな生活を始める方々の不安を軽減するためには、地域住民との良好な関係構築、すなわち地域とのつながりが不可欠であると考えております。

今後造成される宅地が、南部町に転入される方々や地域住民にとって、来てよかった、住んでよかったと実感いただけるような環境となることを強く願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これで坂本典男君の質問を終わります。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。

また皆様の前で一般質問という機会を与えてくださいます、感謝申し上げます。また、今日はですね、南部小学校の生徒の皆さんも傍聴していますので、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

質問の前に、全国的に米の物価高や備蓄米放出など毎日報道されていますが、青森県の米が安くておいしいと南部達者米がテレビで紹介されました。全国でも、この三八地区の米の価格

が安いとも報道されました。今年の秋は豊作で、生産者、消費者にとっても安定した適正価格になりますことを願い、質問に入ります。

展示収蔵施設オープンに向けての整備検討委員会が5回ほど会議を行い、そのとき出たお話を質問します。

1、大河ドラマの招致と展示収蔵施設オープンに向けてのお土産品の開発について。

①番といたしまして、南部藩を題材とした歴史本も様々出ていますが、ぜひとも大河ドラマの招致をお願いしたい作品があります。それは、岩手県盛岡市在住、直木賞作家の高橋克彦さんの作品です。

1993年、NHK大河ドラマ「炎立つ」や、2001年には大河ドラマ「北条時宗」を原作しており、南部藩、南部光行を始祖として、800年以上の歴史の中で一番勢いがあった頃を題材とした「天を衝く」の原作者です。舞台は、お隣、三戸城と九戸城がメインとなりますが、南部町の史跡、館や城など、影響がある作品を書かれています。「天を衝く」は南部氏の後継者争いの作品ですが、九戸政実と対立した南部氏第26代当主南部信直夫妻の墓石が国史跡の聖寿寺跡地、南部家菩提寺、三光寺の境内にあり、必ずこの地が注目されると思います。また、高橋克彦さんはNHK大河ドラマの原作者で経験者でもあります。

ドラマの作品のジャンルは違いますが、1971年、昭和46年、NHK連続テレビ小説「繭子ひとり」が放送されました。原作者は八戸市出身の小説家、三浦哲郎さんです。三戸町と八戸市が舞台だった作品で、放送平均視聴率も「おしん」に次ぐ47.4%でした。放送期間が1年だった影響と、ロケーションも三戸町と八戸市を中心に行われたため、エキストラや撮影の見物人で大にぎわい、その年の三戸まける日は今までにない人混みと、経済効果は大きかったと言われております。また、作品が大変な人気を博したことを記念して、城山公園には繭子の像が建てられています。

現在工事中で令和9年4月オープン予定、展示収蔵施設の名誉館長予定者でもある、NHK女優第1号の黒柳徹子さんは、下宿のおばさん・お케이さん役で出演されました。

この地域の魅力を再発見してもらうためのプロモーションには重要なお二人だと考えます。南部町が注目されることにより、展示収蔵施設や史跡が観光地となり、南部町のすばらしさを発信してたくさんの方々に来ていただきたいと思います。

②番といたしまして、商品グッズ開発について、ボールペン、フルーツキーホルダー、南部歴代藩主のカプセルトイ、ガチャガチャですね、ステッカー、アクリルスタンド、Tシャツなど、昨年、第124回6月定例議会で質問いたしましたが、新規農産物の開発は確認できました

が、展示収蔵施設、歴史ミュージアムオープンに向けての農産物以外の商品グッズの状態がどのようなになっているか、お聞きいたします。

以上、通告に従い質問いたします。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員にお答え申し上げます。

まず、大河ドラマを招致し、この地域の魅力を再発見してもらうためのプロモーションを展開してほしいとのことについてであります。議員ご指摘のとおり、大河ドラマの招致は地域の魅力の再発見になるとともに観光客増加につながると考えられます。

近年の傾向として、オリジナル脚本の大河ドラマも増えてまいりましたが、三戸南部氏の文献資料が極めて少ないため、聖寿寺館が舞台となった小説がまだ制作されていない状況にあります。

しかし、南部町は南部藩発祥の地として長い歴史を有しており、日本の原風景とも言える美しい映像資源が数多く存在しております。

町では、こうした全国的にまだ十分に認知されていない当町の魅力を広く知っていただくため、より積極的な情報発信が必要と考え、令和5年7月には、毎日新聞グループで新聞印刷事業などを手がけ、地方創生や地域産業の発展にも注力している東京の東日印刷株式会社とロケ誘致などに関する包括連携協定を結んでおります。

東日印刷は、本業の新聞印刷業にとどまらず、ロケ地の提供などを行うロケ事業にも力を入れており、2018年度に同事業を開始して以来、これまでに2,000件を超える撮影実績があると伺っております。

東日印刷では、これまでに使用されたことのない、常に新しい撮影地を制作会社が求めているという状況を踏まえ、条件に適したロケ地が当町にも存在するものと考え、当町への誘致活動にも協力をいただいているところでもあります。

なお、東日印刷が運営するロケ検索サイト「T-ロケ」では、南部町の特設ページが開設されており、広大な自然を生かしたロケ地の紹介に加え、町の観光名所やお祭り、特産品など、当町の魅力を幅広く発信しております。

また、東日印刷との包括協定の一環として、東日印刷が事業展開している楽天市場におい

て、南部町新特産品開発プロジェクト実行委員会が新たに開発したゼネラル・レクラークロールケーキをはじめ、南部町に関連する各種特産品が販売されています。

さらに、東日印刷に来社される来賓やお客様に対しては、南部町の魅力をPRする取組として、南部町の事業者が制作した梅や果物のゼリーが手土産品として相当数提供されるおもてなしが実施されており、南部町の知名度向上にも大きく寄与していただいております。

ロケ地に関する件ではありますが、今年の秋には、劇場映画「ALIVEHOON アライブフーン Beyond the limit」の撮影が当町で行われることとなっております。この作品は、自動車の後輪をスライドさせながらコーナーを抜ける、運転の限界を超えた領域でのテクニックを競う、日本が産んだ唯一のモータースポーツ「ドリフト」を題材とした作品となっており、前作「ALIVEHOON アライブフーン」はアジア圏をはじめ世界各国でも公開されております。

本作品の監督である下山天さんは青森県出身の方で、地域との特別なご縁がございます。さらに、監督のご兄弟がかつて八戸市の白山台中学校に赴任されており、このような地域との結びつきが今回の撮影実現につながる大きな後押しとなったとのことでもあります。

主演は歌手で女優の安齊かれんさん。ドリフト演出として、D1グランプリシリーズチャンピオンの中村直樹さんや横井昌志さんなどが実走協力をする予定となっております。

メインの撮影時期は本年の10月から11月にかけて、当町の埵渡地区にあるモーターランドSPでも撮影される予定となっており、国内の映画館で2027年の公開に向けて製作を行っていると同っております。

当町では、あらゆる資源を活用したロケ地誘致と今回の映画撮影に関わるテレビやドラマ関係者などを通じて町の魅力を発信し、地域の認知度向上と観光振興に寄与してまいりたいと考えております。先ほどのモーターランドでの撮影につきましても、当然のごとく、当町の町民、エキストラとしての要請もいただいているところでございます。さらに、どのような関係に働きかけていくことがより効果的であるかについても研究を進めてまいりたいと思います。こうした取組を積み重ねることで、議員ご質問の大河ドラマの誘致の製作関係者とのつながりを築けるよう努力してまいりたいと思います。

また、今日は三戸町の議員の皆さんも傍聴、お見えになっておりますけれども、大河ドラマとなりますと、当南部町に限らず、当然のごとく三戸町さんとの協働、そういう部分になってくると思いますので、南部町に限らずまた三戸町さんのほうからもご協力をいただきながらできれば一緒にそういう活動をしていければ、実現も可能ではないかなと思ってございますの

で、大変失礼な場からでありますけれども、ぜひまた一緒になってそういう取組を進めていければ三戸郡全体も盛り上がるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、展示収蔵施設オープンに向けてのお土産品、商品グッズの開発状況がどのようになっているかについてであります。展示収蔵施設のオープンに向けた商品グッズの開発は、施設のテーマや展示内容を反映させることにより、来場者がより一層楽しめる環境づくりに役立ち、集客促進に寄与するものと考えております。

その題材として、令和6年6月定例会において夏堀剛充議員がご質問に挙げられました、南部藩歴代当主を活用したグッズの作成は非常に有効であると感じているところであります。

現在整備中の展示収蔵施設では、1階のガラス面に歴代当主の肖像画や南部家の家紋である「向鶴」を用いたデザインを予定しており、訪れた方々が南部藩発祥の地南部町の長い歴史を感じられるよう取り組んでいるところであります。歴代当主の肖像画の使用につきましては、もりおか歴史文化館から、また、南部家家紋である「向鶴」の使用につきましては、現在の46代当主南部利文氏からの使用許可がそれぞれ必要でありますので、承諾をいただけるよう積極的に働きかけてまいります。

商品グッズの開発に当たっては、令和9年度の施設オープンに合わせて、施設との関連を持たせた南部家歴代当主の肖像画や家紋のほか、史跡聖寿寺館跡発掘調査により出土した遺物デザインのキーホルダー化、カプセルトイでの販売など、宣伝効果につながる商品を開発してまいります。

今後、県内外の類似施設で販売されているグッズや商品、販売方法、売上状況などの調査結果を、夏堀議員も委員であります展示収蔵施設整備検討委員会に提示し、製作費や販売価格も含め様々な角度からご意見を頂戴しながら、町内をはじめ県内外多くの皆様にご満足いただける商品を開発するとともに、施設の魅力を広く発信できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございますので、また委員会等含めてよろしくご指導をいただければと思います。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 答弁ありがとうございました。

再質問はございませんが、今現在、BSのNHK朝の連続ドラマ「チョッちゃん」が再放送

されております。黒柳徹子さんの母、黒柳朝さんの半生を描いた作品です。今年の9月から諏訪ノ平への疎開編が放送予定です。8年間、諏訪ノ平に住んでいた内容です。ぜひともご視聴のほどお願いしたいと思っております。また、検討委員会では、黒柳徹子さんが疎開していた頃のエピソードを持っている委員の方もいました。確認できました。

最後に、歴史と伝統のあるこの南部町には商品化できるグッズが豊富にあります。まだまだあります。例えば南部せんべいの発祥の地でもありますし、そういうふうなものも踏まえて、今後とも前向きな検討のほど、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これで夏堀剛充君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時49分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時05分）

.....

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

4番、工藤 愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） 本定例会において質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、南部小6年生の皆さん、三戸町議会正副議長様をはじめ多くの方にご傍聴いただき、ありがとうございます。6年生の皆さんは、先日税金の勉強をしたそうです。今日のこの議会は税金の使い道を決める大切な会議です。真剣に取り組んでいる大人がいることを肌で感じてもらえたらうれしく思います。

今回私は、日頃より大変お世話になっております消防団の皆さんへの町の支援体制について、通告のとおりお聞きしたいと思います。

消防団への支援について。

消防団員は、普段は生業を持ちながら、自らの地域は自ら守るという精神に基づき、災害発生時や訓練時には自宅もしくは職場等から出動し、活動しています。地域防災の要となる消防団が、より円滑に、やりがいを持って活動できるような行政の支援について伺います。

1 点目、年齢別人数、入団・退団者数の推移、公務員と兼務している者の割合はどのくらいでしょうか。

2 点目、活動報酬の概要をお知らせ願います。

3 点目、行政の消防団支援策と活用状況をお知らせ願います。

4 点目、平成29年創設の準中型自動車免許取得について、半額が自己負担となる現状を改善する考えはありますか。

以上の質問について町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。

まずは、消防団の皆様には、住民の身体、生命、財産を守る、そういう使命の下で本当に活動していただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと思います。

ご質問の、まず消防団への支援について、団員の年齢別人数、入団・退団者数の推移、公務員と兼務している者の割合であります。令和7年4月1日時点の団員数638人の年齢別人数は、20歳未満が3人、20歳代が80人、30歳代が129人、40歳代が185人、50歳代が155人、60歳以上が86人であります。

入団・退団者数の推移は、それぞれの年度の4月1日時点に向けての1年間の状況ですが、令和3年度は、入団者17人、退団者35人で18人の減、令和4年度は、入団者14人、退団者23人で9人の減、令和5年度は、入団者24人、退団者40人で16人の減、令和6年度、入団者22人、退団者27人で5人の減、令和7年度は、入団者、退団者ともに26人で増減なしでありましたので、減少傾向は少しずつ抑制されております。

なお、公務員と兼務している団員の割合は、令和7年4月1日時点の団員数638人に対しまして102人でありますので、率にして16.0%であります。

次に、活動報酬の概要についてであります。活動報酬、いわゆる出動報酬は、災害等で出

動した団員に支給するもので、団員の処遇改善及び継続的な活動を後押しするため、令和4年度から出動報酬の引上げを行っております。

出動報酬の支給額は、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例第6条の規定により、団員が災害や火災等で出動した場合は、1日当たり4時間未満は3,500円、4時間以上は8,000円、警戒及び訓練等に出動した場合は、1日当たり1,500円を支給することと定めており、火災・災害時の出動のほか、町が依頼した防火パレード等の行事や式典の訓練などの活動に支給しております。

次に、行政の消防団支援策と活用状況についてであります。町では、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的として、平成26年度から団員が消防車両を運転するための資格を取得する経費の2分の1以内の額を補助金として交付しており、これまで30人が活用しております。また、救助用ボートを操縦する資格を取得する経費については、経費の2分の1以内の額を補助金として交付しており、これまで9人が活用しております。

加えて、令和6年4月から実施しております消防団応援事業の活用状況であります。令和7年3月末時点における団員パスポートの利用件数は、チェリウスでは延べ975件、バーデハウスでは延べ963件となっております。

さらに、団員の福利厚生のため、万が一の死亡や障害を受けた場合を補償する福祉共済や、結婚や出産、入院などの慶弔給付金を支給する消防互助会、また、火災等により罹災した場合に共済金を支給する火災共済の各掛金を町が負担することによる支援も行っております。

次に、平成29年創設の準中型自動車免許取得について、半額が自己負担となる現状を改善する考えはについてであります。消防団員の準中型自動車免許取得費用への補助事業は、令和7年4月1日現在、三八管内では6市町村が実施しており、実施市町村の全てで補助率を2分の1以内と定めております。

本補助事業は、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的としており、取得した免許は目的のとおり消防力の強化につながるものであります。一方で、取得した個人の資格の格上げにもなりますので、対象者によってはご自身の仕事の給与等の面で有利になる場合が考えられることや、これまでに補助金を活用し資格を取得した団員との公平性を考慮すると、これまでどおり自己負担をお願いしたいと考えているところであります。

なお、補助率については、補助事業を実施しているほかの市町村の動向などを踏まえて検討するほか、普通免許で運転が可能な消防車両の導入などについて、消防団本部及び関係機関と

協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

通告しました質問にあったとおり、年齢別人数等、細かくご報告いただきました。

南部町の消防団は、若い世代が多く入団している、また、近年は入団者も退団者も均衡してきて減少傾向が収まってきているということが確認でき、本当に安心する次第でございます。

今回の私の一般質問は、若い世代の方から、やはりちょっとこの半額助成というものが、上限11万円ということですが、準中型免許を取得するのに必要な費用は、標準的に普通免許を持っている方でも17万円程度がかかるということです。そうしますと、半額助成ということで10万円弱の金額を本人が負担しなければいけない、これが平成29年以降適用されているものですから、本当に若い25歳未満の世代において問題になっていることだと思います。

ご質問ですが、町内消防団が所有している車両のうち、普通免許で運転ができない、3.5トンを超える消防車両はどのくらいあるのかお聞かせ願います。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） ただいまの消防車両についてのご質問でありますけれども、現在、普通免許、いわゆる平成29年以前にですね、我々は普通免許ですが、今、8トン未満であれば運転できる免許を取得しておりますけれども、その団員については2トンのタンク車以外であれば運転可能でありますけれども、今の若い方々の普通免許であれば、現在導入されている消防車両は運転できないものと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁の中に、具体的な車両の台数についてお答えいただきたいなと思ったんですけれども、要は、25歳以下の方が、新しい免許の人たちが運転できない車両がどのくらいあるのかと

いうことが、もし台数が分かりましたらお願いいたします。すみません、説明が不足して。私ももちろんそれ以前に取っていますので8トンまで運転できますけれども、25歳未満の方は3.5トンを超えると運転できないということなんですよ。そういう車両が南部町内にもあると思うんですけれども、それについてお知らせいただければと思います。

それから、もう1点お聞きいたします。

消防団の団員報酬については、平成22年に立花元議員さんが報酬の引上げについてご質問をされています。その中でですね、ご答弁の中で、国庫補助、普通交付税で充当される分の団員報酬の金額についてお示しをいただいているようなんですけれども、現在、14年経過して、団員の数も当時よりはかなり減っている。それに町民の数もそもそも減っているということで、こちらの普通交付税の充当分というの減っているのかなというふうに思うんですけれども、もしこちらの金額も分かりましたらお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） まずは消防ポンプ自動車の台数でございますけれども、32台全ての車両が現在の普通免許では運転できないものとなってございます。

それから、団員報酬に関してですが、団員報酬は、非常勤消防団員の報酬等の基準というのが国から示されまして、それに応じまして、令和4年4月1日からそれぞれ年額報酬であったり出勤報酬であったりを上げしているものでございます。ただし、普通交付税で幾ら南部町に団員報酬分として交付されているかというものはちょっと分からない状況でございますので、以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） おはようございます。

私は、本定例会一般質問において、予算編成におけるワイズスペンディングの導入について質問いたしたいと思います。

皆さんご承知のとおり、ワイズスペンディングとはケインズ経済学における有名なコンセプトであります。今年3月定例会、令和7年度予算案、町長提案理由の説明においては、「法令に基づき実施する事業を除いては、ワイズスペンディングを基本とし」云々との説明がありました。ですが、その説明に少々違和感を感じた次第であります。

といいますのは、これも皆さんご承知のとおり、地方自治法第2条第14項においては最少のコストで最大の効果をとあります。地方公務員にとっても地方議員にとっても、あまりにも象徴的な指標であると思います。税金を使うときはよく検討して使いなさいということでもあります。つまり、その予算編成、執行に至る、取るべきプロセスは自明であります。

さらに、ワイズスペンディングの手法などについて調べてみますと、いわゆるEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、証拠に基づいた政策作成を行うよう、内閣府をはじめ様々な機関などからその方針、方法論等が示されております。どのような調べ方をしても、ワイズスペンディングに枕言葉のようにEBPMがうたわれておる現状であります。

EBPMに臨むに当たっては、自治体独自のデータ収集を含め、その解析方法の検討など、EBPMを担える人材の育成または確保、EBPM担当の部署の編成というように要約できるかと思えます。いい取組だとは思いますが、先ほど申し上げました違和感に戻ります。既に日々取り組まれております、PDCAサイクルとの整合性についてであります。

ワイズスペンディング、つまりEBPMの手法を意識なさった方であれば、多くの人は、その手法と既に庁舎内で実施されているPDCAサイクルの手法との親和性にお気づきになると思います。

PDCAサイクルにおけるP、プランニングと、CA、チェック、アクションの作業において、まあ少なくともチェックとアクションにおいては、根拠に基づいた政策の作成と同様または同等の作業が必ず必要になるかと考えます。庁舎内でどのような態勢で臨まれたのか、想像するところであります。

ワイズスペンディングという文言が内閣府の骨太の方針にうたわれたのが2015年前後と記憶しておりますが、それゆえ、今さら感というのが正直な感想でもあります。

以上を踏まえ、改めてお伺いいたします。

予算案の中のどの項目に、ワイズスペンディングの取組がどのように反映されておるのでしょうか。

2点目。行政運営において既に深く浸透しているはずの地方自治法第2条第14項及びPDCAサイクルとの相違点、さらには、それらが並行して取り組まれるということについての整合

性について、行政側のお考えを伺う次第であります。

以上2点、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員にお答え申し上げます。

私からは総体な部分でお答えさせていただきたいと思います。

まず、ワイズスペンディングとは、一般的に賢い支出という意味で使われ、財政支出を行う上での望ましいとされる概念であり、全ての予算に対し、この概念の下、予算を編成しているものであります。

町はこれまでもワイズスペンディングの視点から、実効性のある新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰支援対策の実施とともに、基金への積立てなど、財政の健全化に向けた取組も講じてまいりました。

さらに、将来に目を転ずれば、当町の財政状況は、少子高齢化による税収の減、物価高騰による経費の急増などにより、ますます厳しさを増すことが予想され、このような中でも将来像の実現に向けた新たな投資を着実に実行していくためには、限られた財源を有効活用する取組を進め、かつ、政策効果が乏しい歳出を徹底して削減していくことが肝要であると考えております。

以上のことを踏まえ、予算編成に当たっては、法令に基づき実施する事業を除いて、ワイズスペンディングを基本とし、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、決算時において事業の未執行や過大見積りなど多額の不用額が生じないように精査し、適正な予算となるよう編成しているものであります。

また、ワイズスペンディングとともに、地方自治法第2条第14項にあります「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする条項を遵守し、予算を執行しているものであります。

このようなことから、合併して19年、この間、基金においては96億円の増額、また地方債、借金については72億円の減額、効果においては170億円の効果が出ていると思っております。

今後も、PDCAサイクルの実施と、それを基にした予算要求、ワイズスペンディングの概

念による予算編成を行い、予算執行の際には、地方自治法第2条第14項を遵守の上、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。川守田稔君。

○12番（川守田稔君） どういった項目にどういったワイズスペンディングの手法を導入したのかという質問趣意書のつもりではありましたが、答えていただけるのであれば、具体的な項目、どのような観点でというその辺をご説明いただきたいと思います。

先ほど町長の答弁において経済効果の金額が示されました。その経済効果ということ、どのように評価して、どのような算出したのか、その辺についても詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） ただいまのご質問にありますワイズスペンディングの考え方や等々につきまして、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

ワイズスペンディングでございますが、財政支出の効率化と経済効果の向上を追求する考え方であるということと、ただ支出するだけでなく、その支出が将来的にどのような効果をもたらすかを考慮した、効果の高い政策に支出を集中させるといった政策効果を重視するものでございますが、町財政におきましては、予算管理と経費削減に関わる概念といたしまして、限られた予算を重点事業などの有用なところに活用させていただき、無駄を省きながら最大の成果を達成することを目的とし、予算編成を行っているものでございます。

当初予算編成におきましては、総合振興計画の実施評価結果ですとか、あるいはこれまでの決算額等の実績、また各課からの予算要求時におきます要望などに基づいた内容を確認いたしながら予算編成を行っているものでございます。

令和7年度予算におきましては、町のこれからの財産となります子供に対する支援事業を重点事業といたしまして、以前から実施しておりました給食費の無償化、それから子ども医療費無償化、高等学校修学支援に加えまして、昨年度、補正対応いたしました小中高生に対する入学支援事業、それから新規事業といたしまして、ゼロ歳から2歳までの保育料無償化事業を当初予算に組み込む形とさせていただいております。

また、地域産業の維持という点も重点事業といたしまして、商工業事業におきます販売促進事業ですとか、創業事業、それから営業店舗等リフォーム事業への補助制度、それから農業におきますスマート農業加速化支援事業への補助制度などを当初予算に計上してまいっているところでございます。

それから、先ほど申し上げておりました基金96億円の増額、それから地方債の債務残72億円の財政効果の件でございますが、こちらのほうにつきましては、今後財政運営をしていく上に当たりまして、余力といいますか、財政の今後の財力を長くもたせる、財政運営を健全に長く維持していくという点で基金を増額しているもの、それから、借金であります地方債のほうはできるだけ減額していくというふうな考え方をもって、基金を増やし、地方債のほうの残額を減らしていくような運営をしているというふうなものでございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。川守田稔君。

○12番（川守田稔君） ご答弁ありがとうございます。

今説明いただいたワイズスペンディングに臨んでの予算編成というのは、ここ少なくとも合併以来20年、同じことをやっているんじゃないですかというような感想です。

いわゆるE B P M、その結果に何を期待するのかというその本質は、ここに財政を投入しました、それで何年かあったらこれだけの効果がありました、それは多分ちゃんと計算できる方法でもって示さないといけないことなんだと思うんです。それは当たり前のことなんですよね。行政にあっては当たり前のことであって、既にP D C Aという仕組みでもって業務改善であったり政策改善であったりという、そういうことがもう随分前から当町でも始まっているわけです。

そういった地盤がありながら、何で今こうやってワイズスペンディングという看板をかけ替えてなくちゃならないのか、そのことが分からないわけですよ、私は。もしかすると、P D C Aちゃんとやっていますかと。どういうふうにやっていますか、そういうふうな視点を持ったときに、ワイズスペンディング、E B P Mというのは少々ハードルが高過ぎやしませんかと、そういうふうに見る側面もあるわけです。

ですから、やるのであれば、ちゃんと自分の町独自のデータを集めましょうじゃないかと。県の何とかセンサスによればというような答弁の仕方ではなくて、町が調査して得た結果によればというような答弁を受けてみたいなと思ったりもします。

何はともあれ、取り組もうという兆しがあるのであれば、ちゃんとそれが動き出すためのエンジンを整えてですね、OSみたいなものをちゃんと整えて、人材を確保して、人材を育てて臨んでもらいたいと思う次第であります。

以上です。終わります。

○議長（工藤正孝君） これで川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時41分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩を解き会議を再開します。

（午後1時00分）

.....

○議長（工藤正孝君） ここで総務課長から先ほどの工藤愛議員への答弁について訂正がある旨の申出がありますので、これを許します。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 先ほど工藤愛議員の再質問に対し、現在の普通免許で運転できない車両は何台かというご質問に対しまして、私、32台とお答えしましたが、正しくはそのうち5台は現在の普通免許でも運転可能でありますので、お詫びして訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

3番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

（3番 小橋昭裕君 登壇）

○3番（小橋昭裕君） それでは、今定例会に通告しておりました次の件について質問いたします。

まず初めに、なんぶちえりバススクール対応便についてですが、なんぶちえりバススクール対応便の樺木線において、始発が15分程度遅れたことが何度かあり、会社に遅れそうになった

など、大変困ったという声が住民から届きました。このことを町は把握しているのか。ほかの路線でもあったのか。どのような対応をしたのか。また、今後の防止策を伺います。

次に、公用車（町長車）の運用についてであります。今年3月、新郷村議会において、公用車の不適切使用を問われる一幕があったことが新聞で取り上げられておりました。村長が懇親会付きの行事や会合に参加し、私費で参加した二次会終了まで公用車を待たせ、公用車が役場に戻ったのが深夜だったことに対し、議員から、私費で会費を払って出席したのであれば公務ではないと認識していることであり、公用車はその時点で帰すべきではないかと指摘され、深夜まで公用車を待たせるということは常識では考えられないと批判されたものでした。

このことを踏まえまして、まず1つ目の質問ですが、懇親会付きの行事や会合に出席した際、二次会にも参加し、町長車が深夜まで利用されたケースがあったのかどうか。また、そのような利用があった場合、その利用について町長の見解を伺います。

次に、2つ目の質問ですが、休日や懇親会付きの行事などがあった場合、町長車は職員の通常の勤務時間以外も運行されていると思うが、その場合、運転手（職員）の時間外勤務手当は支給されているのか伺います。

最後に、青森市にある施設の駐車場に南部町の町長車が止まっていたため、町長が何の会合に出席しているのだらうと思い、施設の入り口に設置してある行事予定を確認したところ、町が関係する行事はなく、町長の出身校の同窓会が開催されていたという情報が私のところに届いたのですが、ご自分の同窓会に出席するため町長車を利用したのでしょうか。また、このほかに私用で公用車を利用したことがあったのか伺います。

以上、質問いたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） それでは、小橋昭裕議員にお答え申し上げます。

まず、なんぶちえりバススクール対応便における始発便の遅延把握についてであります。バス運行事業者の報告によりますと、前年度における始発便が15分以上遅延した路線とその回数として、ご質問の樫木線では、4月に1回、バスの事故により代車に振り替えて運行したことによる30分以上の遅延がありました。

このほか、諏訪ノ平・赤石線では、事故のため代車振替による遅延が1回、バス運行事業者

の配車ミスによる運休が1回ありました。この運休の際には、児童生徒の登校に当たり保護者の皆様から全面的なご協力をいただいたところであります。また、鳥谷・石和・高屋敷方面など2路線では、冬期間において積雪や路面凍結により計3回、15分から30分程度の遅延がありました。

バスの遅延等に対する対応については、バス運行事業者に対し、遅延等の第1報は学校にすることで指示しており、これを受けた学校は、保護者に一斉メールを送信する方法で速やかにその情報を伝えることとしております。

遅延等の防止策については、バス運行事業者に対して、車両の日常点検をはじめ、道路状況や気象情報に応じたバスの運行に努めていただくよう要請しており、万が一、遅延等が発生した場合は、速やかに学校及び町に対する情報伝達をしていただくよう重ねて要請しているところであります。

私からは以上であります。

○議長（工藤正孝君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、次に、公用車の運用についてお答え申し上げます。

まず、懇親会付きの行事や会合に出席した際、二次会にも参加し、町長車が深夜まで利用されたケースがあったのか、また、その利用についての見解はでございますが、私はこれまでも、懇親会の有無に関わらず、また、スケジュールが重なったときには遅参する場合であっても、様々な会合に自らが出席し、町民の皆様をはじめとする方々とのキャッチボール対話を通じて頂戴したご意見やご提言を忘れないように会食の場では箸袋にメモして、そして後に施策に反映するなど、町政の推進に役立てることを政治信条としてまいりました。

このため、時には休日に8か所、9か所の会合に出席するときもありましたし、消防団出初式や観閲式終了後には十数か所の分団を回るため遅くなってしまうこともありました。また、1日数か所の会合もあり、1か月で26日間の会合があったりもしました。そして、意見交換や情報交換の場面が継続する二次会が設定された場合は、参加するときもあります。その際に町長車を遅くまで利用したことはありますが、状況により早く帰しているときもございます。

これについては、参加者との関係性を考慮するとともに、遅参してまでもお会いすることにより、そこで頂戴するご意見やご提言、情報交換が町政の推進に役立つものであると判断した

場合、または話が途中で終わった場合などであり、その後の二次会での利用も必要なものであったと考えております。議員にはぜひとも建設的なご理解をいただければありがたいと思います。

しかしながら、大学教授等の専門家からは、二次会の公務性を否定する意見も出されておりますので、今後は二次会での利用は控えたいと考えております。

次に、休日や懇親会付きの行事などがあった場合、町長車は職員の通常の勤務時間以外も運行されていると思うが、その場合、運転手の時間外勤務手当は支給されているのかについてであります。職員が時間外に勤務した場合は、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給しております。また、週休日に勤務した分は振替することもできるため、一部は代休に振替しているところでもあります。

懇親会がない場合には、逆に自分で運転して行ったりもしてきました。

次に、自分の同窓会に出席するため町長車を利用したのか、そのほかに私用で公用車を利用したことがあったかについてであります。議員ご質問の同窓会は令和7年2月22日に開催されたものと思われませんが、日程表を確認したところ、1年前、令和6年1月21日にもございました。

同窓会は、大学から教授、校友会会長、また役員等も出席するため、南部町のPR、合宿誘致などの話もさせていただいております。そのことによって体育会OB会が十数名で東京から当町に来町し、チェリウスに宿泊いただいたこともありました。そのようなことから町のPRの機会の場とも考えており、半分公務的な感覚で捉え、この2回については、コロナ禍も落ち着き、公務での疲労の蓄積もあり自分で運転することが不安もあり、万が一の事故を防止するため公用車を利用したものであります。

しかしながら、思うに、緊張感に欠けていたと考え、町長車の利用は合理的なものではなかったと反省をしているところであり、この場をお借りし、議員各位並びに町民の皆様にお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このことを受けまして、私自身の給料の減額処分を考えており、本定例会最終日に南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案を追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、これまでに私用で公用車を利用したことはについてであります。先ほど申し上げました2回以外の同窓会には自分の車で、または新幹線で向かっておりますし、行事と行事の間など、公務の連続性を考慮し、また、会合の出席回数も多いため、必要な場合に町長車を利用

することはあったとは思いますが、町長車の利用はあくまでも公務での利用が原則でありますので、今後も町民の皆様にご疑念を抱かれることのないよう注意してまいりたいと考えております。何卒よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） それでは、再質問ですけれども、まず、ちえりバススクール対応便についてですが、道路状況とか交通状況、様々いろいろな理由があって遅れたりしたということなので、それは仕方ないことだと思います。ただ、始発についてはそれなりにちょっと早めに動くとかして対応できると思うので、これからは事業者と連携しながら、一斉メールとかを利用して、保護者の方たち、子供たちが、この暑い中、バス停で長い時間待つことがないように、また、冬になれば今度は寒くなりますので、そういうことがないようにこれからは連携を取って対応していただきたいと思います。

次に、公用車の件ですが、まず1つ目の質問で、懇親会付きの行事や会合の二次会に参加したときの町長の会費についてですが、これは私費で参加したのか、公費で負担したのか、それを1つ質問したいと思います。

あと次に、職員の時間外勤務についてですが、役場の条例というのは解釈がすごく難しいもので、読んでいるうちになかなか分からなくなるので、制度の趣旨も一応確認するという思いもあり、ちょっと質問したいと思います。

時間外については、1つ目、例えば今週の土曜日とかに勤務を命じた場合、通常の勤務を命じて、来週の月曜日に代休で休んだとします。そうすると、今週の1週間の勤務時間の合計が46時間30分となります。月曜日から土曜日まで勤務するので。そうすると、正規の勤務時間の38時間45分を超えることになります。この正規の勤務時間を超えて勤務した7時間45分については、100分の25の時間外勤務手当を支給しなければならないと。条例を読んでいるとこういうふうに取れるんですけれども、もしこれが合っているのであれば、その100分の25もちゃんと支給しているのかをまず1つと。

次に、あと時間外勤務代休時間という制度も条例を見ればありますけれども、この時間外勤務代休時間というのは、基本、月60時間を超える時間外勤務について指定することができるとなっていますけれども、当町は予算の範囲内で時間外を支給しているので、60時間を超えなくても時間外についても代休を取ったりする場合もあるかと思います。その場合ですけれども、

この制度を読むと、代休を振り替える場合、時間外勤務手当の率に応じて時間数を加算しなければならないとなっていますが、だから、平日4時間、時間外やりましたと。そうすると、普通は1.25倍になるので5時間の代休がもらえるというふうな制度のようですけれども、この場合はこういうふうにちゃんと加算して代休を取っているのかを、2点、時間外についてはお伺いしたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 1点目のほうは二次会の会費ですね。

二次会につきましては、私も個人のほうで出させていただいております。先ほど新郷さんのほうの事例もあって、恐らく、会費が公務としてあれば公用車も、また個人で払っているのであればこれは公務じゃないとご指摘もあろうかと思えますけれども、二次会のほうはほとんどがですね、一次会の話の中で一回り私も全部回るんですけれども、どうしても回れないで、話ができない方々もあります。そういう中で、逆に、町長、二次会で続きの話をしましょうとか、そういう形で二次会のほうに行く機会が多いんですけれども、そういう部分で、会費までという部分は私もやはり公費というよりは個人かなと思って、じゃあ公用車の場合はどうなんだということになると思えますけれども、遅くなるようなときは帰したり、そんなにかからないときは待ってもらったこともございました。

そういう部分で、とにかく様々な方々の意見を聞くというのが私のスタンスですから、声をかけられて行けば、続きの話をして、紙に書いて、そして次の日関係する担当課のほうに渡して、忘れないようにと。こういう政治行動を行ってきたものでありますので、あまりよろしくないような部分というのは今後しっかりと考えて、そして判断をしながら、公用車の取扱いについても、今後改めてもう1回、総務課とも公用車の運行について協議をして、今までの誤解を招くようなことがないようにまず努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 続きまして、時間外勤務の件に関するご質問についてでございますけれども、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分ですので、先ほど議員が申し上げました、土曜日に勤務して月曜日に週休日の振

替を行った場合に時間外勤務手当を支給しているかということにつきましては、ここは支給はしなくてもよろしいかなと考えてございます。

それからもう一つ、月60時間を超える時間外勤務について代休時間を指定する制度として時間外勤務代休制度がございますけれども、こちらにつきまして、代休時間を指定した分は、時間外勤務手当については支給割合引上げ分は支給しなくてもよいこととなっており、これまでにこの時間外勤務代休時間という制度を使用した職員はいないものと思っております。

また、今後、60時間を超える勤務で時間外勤務代休時間を利用したいという意向があれば、当然利用させますし、利用しないという申出を受けた際には、それぞれ時間外勤務手当を支払うことになります。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 再質問というか、お願いとなるのかもしれませんが、町長車の運転手の時間外勤務ですけれども、多い月で89時間、少ないときであれば44時間ですね、年間798時間という結構な時間数になっております。ですから、できれば二次会とかであればタクシーとかで戻るとかして、職員の体調管理を十分にしてもらえればと思いますので、その辺はよろしく願ひして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（工藤正孝君） これで小橋昭裕君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月13日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時22分）

令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）

第 1 3 2 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第132回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年6月13日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税
の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 報告第 9号 専決処分した事項の報告について
（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 5 報告第 10号 令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について
- 第 6 報告第 11号 令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 12号 令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第 8 報告第 13号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 9 議案第 51号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 52号 工事請負契約の締結について（南部町重機車庫新築工事）
- 第 11 議案第 53号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第 12 議案第 54号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器）
- 第 13 議案第 55号 財産の取得について（中学校校務用パソコン等機器の賃貸借）
- 第 14 議案第 56号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 15 議案第 57号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 常任委員会報告
- 第 17 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 18 議員派遣の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第58号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

追加第3 議案第59号 南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局参事	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 岩 木 育 子
主 査 松 本 和 香

総 括 主 査 佐 々 木 慶

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第132回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） おはようございます。

それでは、議案説明資料の3ページをお開き願います。

報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び関連する法令が令和7年3月31日公布され、原則4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、3月31日付で専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目、個人町民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応として創設された大学生年代の子等に対する特定親族特別控除に関する規定を加えたものでございます。

2点目は、軽自動車税種別割について、現行の総排気量50CC原付バイクは、令和7年11月から適用される排ガス規制に適合しておらず、今後の生産販売が困難となるため、新たに販売される最高出力を現行の50CC原付バイクと同等レベルに制御した総排気量125CC以下の新基準原付バイクに課する税率を加えたものでございます。

3点目は、加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担の格差を解消することを目的に、加熱式たばこの課税方式が見直しされたため、これに関する規定を加えたものでございます。

その他、法改正にあわせて所要の改正を行っております。

施行日は、原則令和7年4月1日とし、条項ごとに所要の経過措置を設けております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の４ページをお願いします。

報告第７号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたため、３月31日付で専決処分を行い、同日付で公布した上で、４月１日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、固定資産税の課税免除に必要な主務大臣から得る地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意日の期限を令和７年３月31日から令和10年３月31日へ３年間延長したものでございます。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第７号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第７号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第3、報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の5ページをお開き願います。

報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたため、3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布した上で、4月1日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、1点目、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者の税負担の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げたものでございます。

2点目は、経済動向を踏まえ、国保税の軽減世帯を拡充するため、所得判定基準を改正したもので、軽減判定する際、被保険者に乗じられる金額を5割世帯にあっては29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減世帯にあっては54万5,000円を56万円にそれぞれ引き上げたものでございます。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長(工藤正孝君) 日程第4、報告第9号「専決処分した事項の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(石橋一史君) 説明資料の6ページをお開き願います。

報告第9号「専決処分した事項の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、町道における物損事故の損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものです。

内容でございますが、発生日時は令和7年4月7日午後6時35分頃、発生場所は南部町大字高橋字房久保14番地35地先、1級町道、高橋・麦沢線、相手方は五戸町在住の女性でございます。

過失の割合につきましては、相手方の損害のうちの70%を負担するもので、損害賠償金は2万7,746円、示談日は令和7年5月21日であります。

事故の内容でございますが、相手方の車両が町道を走行中、道路の穴に落下し、助手席側の前輪タイヤが破損したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全国町村会損害賠償補償保険で対応してございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第10号「令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書のご用意をお願いします。議案書の33ページをお開き願います。

報告第10号「令和6年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和6年度南部町一般会計予算の継続費において、歳出予算に残額が生じたことから、地方自治法施行令の規定に基づき、令和7年度へ繰り越しして使用するため、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

34ページをご覧ください。

10款教育費4項社会教育費の展示収蔵施設整備事業における令和6年度継続費の予算残額2億5,250万2,000円につきまして、表記載の財源をもって、令和7年度に繰り越し使用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第6、報告第11号「令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 議案書の35ページをお開き願います。

報告第11号「令和6年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和6年度南部町一般会計予算に計上した事業のうち、令和7年度に繰り越した事業の経費が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

36ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費の低所得世帯物価高騰支援給付金事業729万8,000円及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業773万円、9款消防費1項消防費の消防ポンプ自動車購入事業7,329万円の3事業、総額8,831万8,000円について表記載の財源をもって、令和7年度に繰り越し実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第7、報告第12号「令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 議案書の37ページをお開き願います。

報告第12号「令和6年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」説明いたします。

下段の報告理由に記載のとおり、継続費を設定しておりますあかね浄化センター建設事業の令和6年度事業費のうち、令和7年度に繰越する事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものであります。

38ページをお開き願います。

2款1項特定環境保全公共下水道の建設改良費のあかね浄化センター建設事業について、令和6年度継続費の予算現額5億115万8,000円のうち、年度内に支出が終わらなかった事業費3億2,660万円を翌年度に逓次繰越するもので、繰越額の財源内訳は表の右側に記載しているとおりであります。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第8、報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」ご説明申し上げます。議案書の39ページをお開き願います。

本件は、地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

それでは、令和6年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただき、2ページをお開き願います。

初めに、組織及び運営状況でございますが、設立・組織の改廃状況、評議員会及び理事会の開催状況は、記載のとおりでございます。

次ページ、3ページをお開き願います。

令和6年度 事業の実施状況でございますが、温泉保養館バーデハウスふくちの管理運営状況、(1)公益事業(水泳指導事業及び健康指導事業)から、5ページをお開き願います。

ページ上段、(9)職員研修事業の状況までは、記載のとおりでございます。

(10)利用者の状況は、前年比約2.0%、3,918名増の19万7,685名でございます。

利用者が増えた主な要因につきましては、健康増進公社独自のキッズフェスタや、かがり火えんぶりと音楽会などのイベント出店販売や、J A F 会員優待サービスなどの健康増進公社独自の企画事業によるものでございます。

(11)収支の状況は、収入1億844万2,000円に対し、支出1億723万5,000円で、収支は120万7,000円でございます。

次に総合交流ターミナルアヴァンセふくちの管理運営状況でございますが、(1)利用者の状況は、前年比 約13.8%、688名減の4,308名で、利用者が減った主な要因につきましては、アイスアリーナ休館により、大会・合宿の受入れが減ったことによるものでございます。

宴会・会合は、前年比約29.8%、498名増の2,171名でございます。

次ページ、6ページをお願いいたします。

ページ中段、(5)収支の状況は、収入2,539万1,000円に対し、支出1,938万3,000円で、収支は600万8,000円でございます。

次にふくち屋外プールの管理運営状況でございますが、(4)利用者の状況は、町内小学校授

業利用が増えたことにより、前年比約5.5%、50名増の954名でございます。

(5)収支の状況は、収入282万1,000円に対し、支出288万5,000円で、収支は6万4,000円の支出超過となっております。

次ページ、7ページをお開き願います。

次にふくちアイスアリーナの管理運営状況でございますが、昨年、令和6年4月26日の冷媒冷凍機の破損により、スケートリンクとしての利用ができなくなったことから、(1)営業日数は、アイススケート団体利用が4月24日までの24日、陸上トレーニング・ローラースケート利用が、休止期間の6月1日から3月31日までで70日となっております。

(3)利用者の状況は、スケートリンクの休館により、アイススケート利用者が、前年比約87.6%、34,143名減の4,818名、陸上トレーニング・ローラースケート利用者が、前年比約3.2倍、1,075名増の1,409名でございます。

(4)収支の状況は、収入898万8,000円に対し、支出1,097万5,000円で、収支は198万7,000円の支出超過となっております。

次にレストランの運営状況でございますが、(1)営業の状況レストラン飲食の提供は、前年比約10.2%、1,639名減の14,433名、宿泊及び合宿食事提供は、前年比約17.5%、1,280食減の6,034食、宴会飲食の提供は、前年比約6.4%、12件減の175件でございます。

(3)収支の状況は、収入4,467万1,000円に対し、支出4,360万9,000円で、収支は、106万2,000円でございます。

次ページ、8ページをお願いいたします。

こちらは、これまで説明いたしました部門別の収支状況で、5つの部門の収入合計は、収入の表右の合計欄1番下、1億9,031万3,000円で、支出合計は支出の表右の合計欄1番下、1億8,408万7,000円で、収支は前年度比約66.3%、1,223万8,000円減の622万6,000円でございます。

次ページ、9ページから13ページまでの別紙1から別紙5は、令和6年度各部門の月別利用者数の状況で、14ページから17ページまでは、第33期の決算報告書でございます。

18ページから22ページまでの参考資料は、各部門開設以来の年度別入館者数、利用者数、宿泊者数の推移状況でございますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

報告第13号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで、報告第13号を終わります。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第9、議案第51号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事(松原浩紀君) 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第51号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症等への対応策として、町独自に令和2年度から実施しております国民健康保険税1万円の減税について、今年度においても、電気、ガスなどの光熱費のほか、食料品等の価格高騰にも歯止めがかかっていない状況を踏まえ、引き続き減税を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、これまでと同じく、基礎課税額の被保険者均等割額2万6,400円を1万6,400円に引き下げ、それに伴う軽減額などに関する税額を表のとおり改正するものでございます。

施行日は公布の日であります。

議案第51号の説明は以上でございます。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第10、議案第52号「工事請負契約の締結について(南部町重機車庫新築工事)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長

○建設課長(石橋一史君) 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第52号「工事請負契約の締結について(南部町重機車庫新築工事)」について説明いたします。

契約の相手方は南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役松本保築、請負代金は1億8,084万4,400円、落札率は92.00%、条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は、9ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容は、車庫倉庫1棟を新築するもので、建物の構造は鉄骨造2階建、建築面積は608.71㎡、延べ床面積は686.71㎡であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和7年12月19日までであります。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第11、議案第53号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第53号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」説明いたします。

取得する財産は消防ポンプ自動車、契約の相手方は八戸市売市2丁目4番2号、互光産業株式会社、代表取締役梅内利哉、売買代金は3,690万5,000円、落札率は99.79%であります。

条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は、11ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要は、車種CD-1型、消防ポンプ自動車1台。納入期限は令和8年3月25日、配備先は南部町消防団南部第6分団（赤石）でございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第54号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器）」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課参事（夏堀勝徳君） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第54号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器）」ご説明申し上げます。

取得する財産でございますが、住民基本台帳ネットワーク機器でございます。

令和元年度に導入しました、現在の住民基本台帳ネットワークシステムをJ-L I Sが制定したC S機器更改期間に基づきまして、次期住基ネットへ移行するものです。

現在使用しているシステムは、令和7年11月にかけて標準化への更改期間を迎えることから、

機器更改を行うものです。

契約の相手方でございますが、青森市、株式会社内田洋行 I T ソリューションズ。

売買代金でございますが、1,056万円。落札率は98.68%でありました。

発注方法であります。条件付一般競争入札、次の13ページの入開札一覧表のとおりでございます。

財産の概要でございますが、C S サーバ機器一式、C S クライアント機器一式、ファイアウォール機器一式であります。

納入の期限でございますが、令和7年10月31日であります。

納入場所でございますが、南部町役場でございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第13、議案第55号「財産の取得について（中学校校務用パソコン等機器の賃貸借）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） 議案説明資料の14ページをお開き願います。

議案第55号「財産の取得について（中学校校務用パソコン等機器の賃貸借）」についてご説明申し上げます。

1の取得する財産は、中学校校務用パソコンと機器でございます。

現在、福地中学校及び南部中学校で使用しているパソコンのOSのサポートが本年10月14日に終了するため、新たに機器の更新が必要となったものでございます。なお、名川中学校の校務用パソコン等につきましては、令和4年度に更新しており、今回更新の必要はございません。

2の契約の相手方でございますが、八戸市沼館一丁目4番13号、みちのくリース株式会社八戸支店、支店長若木聡。

3の賃貸借代金は月額41万5,800円、落札率は76.99%でございました。

4の発注方法であります。条件付一般競争入札で行われ、入札業者は、次ページの入開札一覧表のとおりでございます。

5の財産の概要でございますが、管理総括用サーバ2台をはじめ、ノートパソコン46台、プリンターがカラーとモノクロ合わせて8台であり、賃貸借期間終了後は町に無償で引き渡すものとして考えております。

6の賃貸借期間でございますが、本年9月1日から令和12年8月31日までの5年間の長期継続契約を締結させていただきたいと考えております。

7の納入場所は、福地中学校及び南部中学校でございます。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第14、議案第56号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の53ページをお開き願います。

議案第56号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億4,708万8,000円を追加し、予算総額を129億6,708万8,000円とするものでございます。

56ページをお開き願います。

第2表、継続費補正は町勢要覧の作成業務につきまして、令和7年度に297万円、令和8年度に198万円、総額495万円の2か年度にわたる継続費を追加するものでございます。

62、63ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費の6目企画費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精査による返還金、1,072万9,000円を計上するものです。

2段目、2項徴税費の1目税務総務費は、所得税の確定等に伴い、給付金の支給額に不足が生

じた方などへの定額減税調整給付事業の経費といたしまして、8,136万7,000円を計上し、財源といたしまして、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を歳出と同額の8,136万7,000円を充当するものでございます。

3 段目、4 項選挙費の3 目参議院議員通常選挙費についてですが、投票管理者や立会人の報酬などに不足が見込まれることから、51万5,000円を計上するものです。

62、63ページ下段から64、65ページ上段の3 款民生費1 項社会福祉費の1 目社会福祉総務費は、物価高騰対策による町独自の高齢者への支援として、65歳以上の高齢者に3,000円の商品券を交付することとし、これに係る経費2,493万8,000円を計上したほか、18節負担金補助及び交付金には、活動費の単価改正により、民生委員児童委員協議会活動費補助金に11万7,000円を追加し、財源として県補助金の民生委員活動費交付金を同額充当とするものです。

また、21節補償補填及び賠償金には、高額介護合算療養費等未支給に係る補償金として142万5,000円を計上するものです。

2 行目、5 目障害者福祉費は、就労選択支援制度創設に伴うシステム改修費として73万7,000円を計上するものです。

3 行目、8 目介護保険事業費は、介護保険特別会計における業務用携帯電話のテレビ受信料未契約分として、繰入金12万5,000円を追加するものです。

2 段目、4 款衛生費1 項保健衛生費の3 目予防費は、今年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として2,593万7,000円を計上するものです。

2 行目、5 目精神保健費及び3 行目、8 目健康対策費は、業務用携帯電話のテレビ受信料未契約分として、それぞれ6 万4,000円を計上するものです。

66、67ページをお開き願います。

2 段目、9 款消防費1 項消防費の2 目非常備消防費は、消防車両におけるカーナビシステムのテレビ受信料分として、26万4,000円を計上するものでございます。

3 段目、10 款教育費1 項教育総務費の2 目事務局費には、中学校統廃合検討委員会の委員報酬として、80万6,000円を計上するものです。

ページをお戻りいただきまして、60、61ページをお開き願います。

歳入の説明でございますが、歳入のうち、特定財源として充当されるものにつきましては、歳出でそれぞれ説明したとおりでございます。

本補正予算の不足する財源につきましては、3 段目、18 款繰入金2 項基金繰入金1 目財政調整基金繰入金に6,560万4,000円を追加し、対応するものでございます。

議案第56号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第15、議案第57号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の71ページをお開き願います。

議案第57号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に12万5,000円を追加し、予算の総額を28億2,393万5,000円とするものでございます。

初めに歳出からご説明いたしますので、80、81ページをお開き願います。

1 款 3 項 2 目 13 節使用料及び賃借料に、介護の認定調査などで使用する携帯電話のNHK放送受信料未契約分として12万5,000円を追加するものでございます。

78、79ページにお戻り願います。

歳入であります、歳出でご説明いたしました補正内容の財源として、一般会計から12万5,000円を繰り入れるものでございます。

議案第57号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第57号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第16、「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第17、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております申し出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し入れたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（工藤正孝君） 日程第18、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（工藤正孝君） お諮りします。本日、町長から議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第58号と議案第59号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

（午前10時47分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時48分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） それでは本日追加提案いたしました議案2件につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、令和7年7月から同年9月までの間に支給する本職の給料の月額を、100分の10減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、先日の議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、南部町健康増進センターにおける「バーデハウスふくち」の維持運営を考慮し、「ふくちアイスアリーナ」については、スケートリンクとしての供用を取りやめることとし、所要の改正を行うものであります。

以上追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料追加提案の3ページをお開き願います。

議案第58号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨であります、令和7年7月から同年9月までの間に支給する町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

内容であります、この度の減額は、本定例会の一般質問に対し、町長が自らの給料を減額する旨、答弁申し上げたことに伴うもので、令和7年7月から同年9月までの間に支給する、町長の給料について、給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減額した額とするものであります。

施行日は公布の日であります。

以上で議案第58号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第3、議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 追加提案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第59号「南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、令和7年3月27日に提出された「南部町健康増進センターふくちアイスアリーナ在り方検討委員会」からの提言書について、検討を行った結果、「ふくちアイスアリーナ」

については、スケートリンクとしての供用を取りやめることとしたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1つ目でございますが、「ふくちアイスアリーナ」を「ふくちアリーナ」に名称変更すること。

2つ目でございますが、スケートリンクとしての利用に関する規定を削除すること。

3つ目でございますが、スポーツのほか、イベント会場として利用できるよう、利用料金に関する規定を改めること。

これら3つの改正のほか、4つ目としまして、取壊し済みのウォータースライダーに関する規定の削除及び字句の調整を行うものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

なお、ふくちアイスアリーナは、昨年、令和6年4月にスケートリンクの冷媒冷凍機が故障し、スケートリンクとしての利用を休館しております。

「ふくちアイスアリーナ」の在り方について、検討委員会を昨年12月に設立、4回にわたり検討を行い、今年3月27日に町長へ提言書を提出いたしました。

提言書概要は記載の4項目で、町としては、「施設改修を行ったうえで、アイスアリーナとして活用していく」とする、提言書の第1項目を重く受け止めつつ、施設設備の改修に係る経費、ランニングコスト、今後の施設利用見込みなどを総合的に勘案した結果、アイスアリーナとしての存続は困難であるとの判断に至ったものでございます。

議案第59号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。小橋昭裕君

○3番（小橋昭裕君） 今回もアイスアリーナが廃止ということで条例の改正が上がっておりますが、この「ふくちアイスアリーナ」については、昨年定例会の一般質問においても、町長の答弁で、検討委員会の提言書をもとに議員の皆さんと相談・協議してまいりたいという答弁がありました。

提言書が提出されてから、4月末には全員協議会で説明があり、そのときも町長が今後議員の皆さんと協議していきたいと、次の全員協議会では私の考えを伝えるとおっしゃっておりましたけども、その後開かれた5月末の全員協議会でアイスアリーナとしてではなく、違う形で改修す

ると、アリーナとしてですね、改修するという方向で、6月定例会に条例改正を提案するという
ことでした。

議員の皆さんと協議するっていう話なんですけど、全員協議会の2回、私としては協議したと
いう記憶がないんですけど、これが町長が言う協議ということでしょうか。また、それで協議し
たと言えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） アリーナについては議員にも検討委員会の状況も全て報告をし、そして
また、議員の皆さんの意見も聞きました。そういう中において早めの判断をしていかないと、い
つまでも方向性が決まらないということは、次にどうやっていくかというのも決まらない。そう
いう中で、議員の皆さんからは、議員全員協議会のときも聞いていますし、そうでないときでも
いろいろ話を聞いてきました。そういう中において、大方の議員の皆さんはやむを得ないだろう
とそういう判断をしたことによって、2回目のときに再度、一応疑義意見はないかということも
確認をして、私の考えも述べてご理解をいただきたいと、こういうふうに進めてきましたので、
全くしなかったということではないと思っています。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） それでは、討論を行います。

今回健康増進センターの条例の一部改正についてですけども、私は反対という立場で討論した
と思います。

先ほど質問でも話しましたが、全く私は協議されたと思っておりません。

検討委員会の会議資料を提供してもらい見ましたが、資料の中では、フローチャートが示
されており、その中で存続か廃止の方針を決定すると。存続と決定した場合は、アイスアリーナ

として全面改修か部分改修の改修方法を決定すると。廃止と決定した場合は、用途変更して活用するか、利活用しないか決定する。フローチャートにはこういう流れになっております。

検討委員会において、多数決により存続、そして全面改修ということが決定されました。

検討委員会の皆様にとってアイスアリーナの改修には多額の費用がかかる、そして維持管理にも毎年多額の費用がかかるということを説明を受けながら存続全面改修を決定するということは、非常に悩ましいことであつたと思っております。

しかし、この後役場が作成した提言書案には、廃止と決定しなければ選択されない、「用途変更して活用する」という項目が含まれていました。

私としては、役場がここに落としどころとして追加したいのではないかという疑いももってるくらいです。

せっかく検討委員会の皆さんが、お金がかかる中、存続と決めたその思いを踏みにじる行為ではないかと私は思っております。

アイスアリーナとして運営していくには多額の費用がかかるのはわかっております。

しかし、現状では八戸市にあるアイスアリーナでは足りずに、スケートをやっている皆さんは青森に行ったり、二戸市に行ったり、遠くは盛岡市まで行ってる方たちもいます。この地区に結局アイスアリーナが足りないと私は思っております。

今決定するのではなく、今後利用者が多い八戸市さんにも協力いただくとか、スクラムエイトというのも形成しております。そちらの方で、皆さんで運用していく、広域的に考えていくと、三八地区にうちのアイスアリーナも残して、そうすれば県外まで行かなくて済むのであるのであれば、協議する価値はあると思っております。

なので、現時点で廃止するのではなく、そういう努力ですね、頑張ってみて、それで駄目だったら仕方がないと思いますけども、今改正するには、時期的にちょっとまだ早いんじゃないかと思うので、できれば協議するという事で、今回はこの条例には反対ということで、お願いしたいと思っております。

以上、私の反対討論とします。

○議長（工藤正孝君） 次に原案に、賛成者の発言を許します。山田賢司君。

○10番（山田賢司君） 私は賛成の立場でこの発言をしたいと思います。

南部町は少子化が進み、高齢化も進み、人口減少も進み、こういう中で将来を見たときに、こ

のアイスアリーナの建設、また維持コストを考えたときに大変な負担になってくるのではないかと。確かにあることはいいことだし、交流人口も増える。そういうものも考えられますが、この施設を有効利用する、アイスアリーナとしてではなく、他の施設として考えた場合に交流人口を増やす手立てというのは様々あると思います。

南部町はいろんな面である程度基金の積み立てもある部分もありますけれども、将来を見据えたときに、本当にこれが必要なのかと、私、検討委員会の委員としてありました。その中でやはり検討委員会の賛成意見だけじゃなく、やはり反対意見というの、先ほど小橋議員からは、何か町がそのような画策をしたのではないかという文言が入っているような言い分をしていますが、やはり検討委員会の中で少数意見でも、その意見をあそこに記していただいたということは、私は大変重要なものではないのかなと思っております。そういう中でやはり将来像を見たときにこのアリーナは別施設、またいろんな施設として改修などを行うことによって交流人口を増やし、そういう中の有効利用をしていけばいいのではないかと考えをもって、私はこの改正条例には賛成させていただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 他に討論はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 私はふくちアイスアリーナ廃止の当該条例案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどの小橋議員との内容ともちょっと重なる部分がありますが、ご了承の上お聞きください。

皆さんご承知のとおり、ふくちアイスアリーナの在り方検討委員会から出された検討結果は、持続可能な施設を目指すべきとのことでありました。ところが、これを受けてこの時期に検討結果に後ろ足で砂をかけるような行為、こういったことをですね、行政議会が行おうとしているのは私から見れば、少々状況を逸した行為だと言わざるを得ません。

こういった切なる要望に対してですね、肯定的に向き合う余地はないのでしょうか。常識ですとかですね、良心の呵責、そういったものはないのでしょうか。何故にふくちアイスアリーナ設置に関する条例を廃止して、ふくちアリーナへの改修工事を急ぐのでしょうか。

設備は利用者のためにあります。施設の設置者は施設を健全に維持管理する義務があります。であれば、「氷と交流の港」八戸との広域的な連携を模索する余地は十分あると私は考えております。

そもそも、ふくちアイスアリーナの冷凍機の破損の報告を受けてから、今日に至るまでの一連

のプロセスに大きな有害なものを感じているのは私だけではありません。このタイミングで廃止条例案を提案するという行為自体が、検討委員会に対する背信行為であります。このような強引なやり方で検討結果を無理やり集結させようとしていることに、いったいどういった裏の意図があるのか不思議に思います。

そもそもが、ふくちアイスアリーナの在り方検討委員会は、地方自治法第138条の4第3項に基づいて設置されたものと私は理解しておりますが、それに従えば検討委員会の法的立場には、議決権ですとか、執行権はありません。また、執行機関である町がその検討結果を採用する義務もありません。無視することも何ら問題ありません。ですがそれでいいのでしょうか。そもそも当初からふくちアイスアリーナの再建をするつもりなどないのであれば、検討委員会自体を立ち上げるべきではなかったのではないのでしょうか。一生懸命やったふりをしました。いわゆるアリバイ工作作りです。私にはそのように見えます。滑稽ですらあります。財政的な問題と発言される方々がおられますが、施設の老朽化は町村合併当初からの共通認識ではなかったでしょうか。企業会計的意識があるわけですから、計画的な修繕のための予算確保等が必要だったはずであります。施設の機器、機材の管理意識、管理能力の不足を指摘する人たちがおられます。企業経営としての企画力のなさ、企業経営としての営業力のなさをして指摘する人もいます。過去の内部的不祥事も一つ二つあったようであります。それを見ないふりをしてきた行政議会にも責任はあると私は考えます。中長期的な視点から企業経営改善の余地があるということは明白なわけですから、その改善に注力なさってはいかがなものでしょうか。

話を変えます。20年前、町村合併後のことであります。何かの機会に、旧南部町の道路事情について、現地視察をしたことがありました。幅2、3メートルの道路が、県道認定されており、認定された当時のまま県道としてそのまま使用されておりました。また、実に多くの田んぼの畦道がですね、ガードレールがないまま

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君に申し上げます。ただいまの発言は議題外に渡っておりますので注意します。

○16番（川守田稔君） 具体的にはどういうことですか。

○議長（工藤正孝君） ふくちアイスアリーナの判決を行っていることでありますので。

○16番（川守田稔君） はい。わかりました。

アイスアリーナに関して間接的に関連があると思って、私は発言してるんですけど。

○議長（工藤正孝君） 関係ありますか。

○16番（川守田稔君） 関係あると思います。

ガードレールもないまま、鉄道の枕木で補強されて町道認定されてあった道路がありました。旧南部町の特別な事情があったのでしょうか、当時私はずいぶんと驚きました。こういう言い方はしたくはないのですが、非常にいやらしいものの言い方だということは承知の上であえて申し上げます。

20年前の町村合併によって、インフラ整備において一番の恩恵を受けたのは旧南部町であります。このような現実を背景に、この条例に賛成なされますか。

バーデパーク開設当初、旧福地村には特別の熱量がありました。村の議員一人ひとりが営業マンとなって、年間パスポートを売ってました。私にもお誘いがあって、よく覚えてます。村一丸になって盛り上げていこうという意気込みがその頃ありました。バーデパークというのはそういう存在でありました。少なくとも、旧福地村の町民にとっては、この地域に暮らすためのアイデンティティーの一部を構成するランドマーク的な大切な施設です。人の思いとか、願いとか、そういったものをこのように粗末に扱うべきではないと思います。

町民とのキャッチボールは町長だけがやっているものではありません。議員であり、議員であれば誰でもやらざるを得ません。町の職員にあっても同様です。

お気づきでしたでしょうか。今まさにあなたにボールが飛んできています。それをあなたはキャッチしようとしません。足元に転がっていた別のボールをうやうやしく拾い上げました。顔面の直撃の危険球を投げ返しました。そういうことだとお気づきでしょうか。私にはそのように見えます。善処なされることを希望いたします。終わります。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（工藤正孝君） ご着席願います。起立多数です。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第132回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月6日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決、ご承認並びにご同意を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました、物価高騰対策に係る事業につきましては、町民の皆様速やかに支援をお届けできるよう、実施に向けた作業を進めてまいります。

先日の議員全員協議会でご説明申し上げましたが、当町職員による事務処理上のミスが発生し、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけする事態となりましたことについて、深くお詫びを申し上げますとともに、今後は、全職員が改めて緊張感と責任感をもって業務にあたり、万全なチェック体制を構築し、法令等に基づく適切な行政事務の執行を徹底することにより、町民の皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、三戸郡総合スポーツ大会についてであります。6月1日に先行開催されましたボウリング競技を皮切りに、第77回三戸郡総合スポーツ大会が、6月7日と8日の2日間、三戸町を主会場に開催されました。

昨年度は、惜しくも総合6連覇を逃しましたが、本年度は、14競技、17種目に、選手・役員、総勢262名の南部町選手団の皆様が出場し、見事総合優勝旗を奪還したところであります。

選手団の皆様には、日頃の練習の成果をいかに発揮いただいたことと、その御努力に敬意を表しますとともに、スポーツの力で、南部町を盛り立てていただくことを期待するものであります。

また、明日6月14日からは、第2回三八中学校体育大会夏季大会が開催されます。

昨年度から全ての競技が三戸郡及び八戸市の中学生で競われることとなり、大会の規模が大きくなっておりますが、町内中学校生徒の活躍に期待するところであり、特に、3年生にとっては、最後の大会でありますので、何よりも悔いのないように、全力を出し切っていただきたいと願うものであります。

次に、熱中症対策についてであります。地球沸騰化と言われるほど地球の平均気温の上昇が続く中、国では熱中症警戒情報や、一段階上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとしており、町では、その情報が発表されたときに常に対応できるよう、昨年を引き続き、7月から9月までの3か月間、いちょうホールなどの町有施設3か所を、特別警戒情報発表時の避難所となる「クーリングシェルター」に指定し、開放することとしております。

これらにつきましては、健康被害にあわないよう、町民の皆様にも有効に活用していただくために、町ホームページや広報紙に掲載するほか、熱中症に関する警戒情報と併せて、八戸圏域の市町村で運用している八戸市安全・安心情報システム「ほっとスルメール」などにより周知してまいります。

次に、鳥獣対策についてであります。今年も緑の芽吹きとともに、サルやシカなどの目撃情報が増加しており、農地のみならず住宅街へも出没し、町民の皆様は不安を感じていることと思います。

町では、猟友会にパトロールの強化を依頼し、わな設置などによる捕獲活動を行っていただいているところでありますが、引き続き、捕獲のための有資格者の確保に取り組みながら、捕獲体制の強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、私は、本定例会において、次期町長選挙に立候補することを表明させていただきましたが、合併以来20年間、皆様と共に南部町を築きあげてまいりました。次の4年間では、さらに充実した施策を展開して町政を前に進め、私自身の集大成として全力で取り組ませていただきたいと考えているところであります。一般質問への答弁でお話しさせていただきましたとおり、現在進めている南部藩発祥の地「南部町」を町内外にPRするための展示収蔵施設の整備については、

令和9年4月のオープンに向けてしっかりとやり遂げることに加え、（仮称）第3あけぼの宅地分譲地の販売により若年層家族の移住定住を増やしていきたいと考えております。さらに先ほど議題となりました、ふくちアイスアリーナの今後の活用に道筋をつけることが大事だと思っております。いろんな意見があるわけでありますが、私もさまざま意見を聞き、また、委員の皆様全員ではありませんけれども、個人的には反対だけでも、スポーツ振興している立場からはやっぱり賛成せざるを得ないとか、やはり自分の中身のところと、だいぶ違う方もいるなということもわかりました。そういう部分も含め私も素人アイスホッケーをやってみましたので、気持ちはもう十分わかってるつもりです。しかし、我々はその自分のことだけではない、総合的に判断しなければならないのが我々の立場でありまして、予算の関係もあります、実際活用している方々が町民の2割と、ここも非常に問題なわけでありまして、そういう部分を様々考えた結果、今回はアイスアリーナについては、一旦は廃止させていただいて、その後また今後どういう道がいいのか。これはまた議員の皆様とも協議させていただきたいということは全協でもお話をさせていただいております。

また、どのような方向があるのか。県また広域的にそういう可能性もあるのかという部分については、関係近隣とも話題としては出していきたいと思っておりますが、町としては一つの区切りをつけないと次に進まないという部分での今回の提案でございましたので、何卒ご理解を賜りたいと思います。

さらには道路の関係で、県道櫛引・上名久井・三戸線の赤石工区におけるバイパス道路の早期着工、完成、そして、（仮称）命を守る希望の橋の実現のほか、引き続き、子育て世代に対する支援の継続や、高齢者世代の方々が安心できる町づくりなどの公約について整理し、後日、発表させていただく所存でございます。

町長就任以来、念頭に置き続けてまいりました、「常に町民のために」、「常に町民の皆様と共に」を、町民の皆様に実感いただくため、改めて「初心忘るべからず」の精神のもと、町民とのキャッチボール、これは議員の皆さんも当然行っているわけでありましてけれども、回数的な部分からすれば、町に対する賛同的な意見、またはそれは違うんじゃないかとそういう反対の意見、様々な方々と数多く対話をしてきました。そしてまた、実行してきたものもあります。そういうことを踏まえて今後とも、できる限りの町民の皆様と対話を通じながら、町民の皆さんが笑顔で喜んでもらえるまちづくりをし続けてまいりたいと思っておりますので、引き続き、議員各位並びに町民の皆様の絶大なるご支援ご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

結びに、これから梅雨の季節を迎え、蒸し暑くなつてまいりますので、議員各位におかれましては健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しまして、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会の、閉会のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　ここで閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月6日から本日まで8日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開にまい進されますよう、町長をはじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第132回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時29分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署名議員 中 舘 文 雄

署名議員 根 市 勲